

號外 昭和二十二年三月二十四日



貴族院議事速記録第二十二號

○議長(公爵徳川家正君) 日程第二、
郵便法の一部を改正する法律案、政府
提出、衆議院送付、第一讀會、一松遞
信大臣

第五種 農產物種子
重量百グラム又ハ
其ノ端數毎ニ
十五錢

附 則

この法律は、昭和二十二年四月一日から、これを施行する。

第八、臨時物資需給調整法の一部
を改正する法律案(政府提出、
衆議院送付)

昭和二十二年三月二十三日(日曜日)平
前十時二十二分開会

午前十時開議
議事日程 第二十二號

昭和二十二年三月二十三日

午前十時開議

第一、郵便法の一部を改正する法
律案(政府提出、衆議院送付)、

第二、船員法を改正する法律案(政
府提出、衆議院送付)

第三、帝國鐵道会計法を改正する
法律案(政府提出、衆議院送付)

第四、通信事業特別会計法を改正する
法律案(政府提出、衆議院送付)

第五、地方自治法案(政府提出、
衆議院送付)

第六、日本銀行法の一部を改正す
る等の法律案(政府提出、衆議
院送付)

第七、金融機關債券發行特別法案
書

第八、臨時物資需給調整法の一部を改正す
る法律案(政府提出、衆議院送付)

第九、官報號外(昭和二十一年三月二十四日、貴族院議事速記録第二十二號)

第十、官報號外(昭和二十一年三月二十四日、貴族院議事速記録第二十二號)

第十一、官報號外(昭和二十一年三月二十四日、貴族院議事速記録第二十二號)

第十二、官報號外(昭和二十一年三月二十四日、貴族院議事速記録第二十二號)

第十三、官報號外(昭和二十一年三月二十四日、貴族院議事速記録第二十二號)

第十四、官報號外(昭和二十一年三月二十四日、貴族院議事速記録第二十二號)

第十五、官報號外(昭和二十一年三月二十四日、貴族院議事速記録第二十二號)

第十六、官報號外(昭和二十一年三月二十四日、貴族院議事速記録第二十二號)

第十七、官報號外(昭和二十一年三月二十四日、貴族院議事速記録第二十二號)

第十八、官報號外(昭和二十一年三月二十四日、貴族院議事速記録第二十二號)

第十九、官報號外(昭和二十一年三月二十四日、貴族院議事速記録第二十二號)

第二十、官報號外(昭和二十一年三月二十四日、貴族院議事速記録第二十二號)

第二十一、官報號外(昭和二十一年三月二十四日、貴族院議事速記録第二十二號)

第二十二、官報號外(昭和二十一年三月二十四日、貴族院議事速記録第二十二號)

第二十三、官報號外(昭和二十一年三月二十四日、貴族院議事速記録第二十二號)

第二十四、官報號外(昭和二十一年三月二十四日、貴族院議事速記録第二十二號)

第二十五、官報號外(昭和二十一年三月二十四日、貴族院議事速記録第二十二號)

第二十六、官報號外(昭和二十一年三月二十四日、貴族院議事速記録第二十二號)

第二十七、官報號外(昭和二十一年三月二十四日、貴族院議事速記録第二十二號)

第二十八、官報號外(昭和二十一年三月二十四日、貴族院議事速記録第二十二號)

第二十九、官報號外(昭和二十一年三月二十四日、貴族院議事速記録第二十二號)

第三十、官報號外(昭和二十一年三月二十四日、貴族院議事速記録第二十二號)

第三十一、官報號外(昭和二十一年三月二十四日、貴族院議事速記録第二十二號)

第三十二、官報號外(昭和二十一年三月二十四日、貴族院議事速記録第二十二號)

第三十三、官報號外(昭和二十一年三月二十四日、貴族院議事速記録第二十二號)

第三十四、官報號外(昭和二十一年三月二十四日、貴族院議事速記録第二十二號)

第三十五、官報號外(昭和二十一年三月二十四日、貴族院議事速記録第二十二號)

○議長(公爵徳川家正君) 諸般の報告
は御異議がなければ朗讀を省略致しま
す

第一讀會 第二讀會
〔參照〕

同日衆議院ヨリ左ノ政府提案ヲ受領
セリ

郵便法の一部を改正する法律案
帝國鐵道会計法を改正する法律案
通信事業特別会計法を改正する法律案
船員法を改正する法律案
地方自治法案

同日内閣總理大臣ヨリ左ノ通第九十二
回帝國議會政府委員仰付ケラレタル旨
ノ通牒ヲ受領セリ

貴族院議長公爵徳川家正殿 猛
衆議院議長 山崎

〔參照〕

同日内閣總理大臣ヨリ左ノ通第九十二
回帝國議會政府委員仰付ケラレタル旨
ノ通牒ヲ受領セリ

郵便法の一部を改正する法律案
帝國鐵道会計法を改正する法律案
通信事業特別会計法を改正する法律案
船員法を改正する法律案
地方自治法案

第十八條第一項を次のように改
める。

通常郵便物ノ種類及料金ハ左ノ如シ
但シ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ料金
ヲ低減スルコトヲ得

第一種 書狀
重量二十グラム又ハ
八其ノ端數毎ニ

第二種 郵便葉書
重量白グラム又ハ
五十數

第三種 定期刊行物
重量白グラム又ハ
五十數

第四種 書籍、印刷物、業務用書
品ノ見本及雑誌、書、圖、音
學上ノ標本、博物

第五種 重量百グラム又ハ
五十數

第六種 重量百グラム又ハ
五十數

第七種 重量百グラム又ハ
五十數

第八種 重量百グラム又ハ
五十數

第九種 重量百グラム又ハ
五十數

第十種 重量百グラム又ハ
五十數

第十一種 重量百グラム又ハ
五十數

第十二種 重量百グラム又ハ
五十數

第十三種 重量百グラム又ハ
五十數

第十四種 重量百グラム又ハ
五十數

第十五種 重量百グラム又ハ
五十數

第十六種 重量百グラム又ハ
五十數

第十七種 重量百グラム又ハ
五十數

第十八種 重量百グラム又ハ
五十數

第十九種 重量百グラム又ハ
五十數

第二十種 重量百グラム又ハ
五十數

○議長(公爵徳川家正君) 是より本日
の會議を開きます、昨二十二日男爵久
保田敬一君より病氣に付豫算委員辭任
の申出がございました、許可を致して
御異議ございませんせぬか

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(公爵徳川家正君) 御異議ない
と認めます、就きましては第一部に於
て其の補闕選舉を行はれることを望み
ます

（第一讀會ノ續(委員長報告)）

上げ難ねるやうな状況でありますので、是が對策に付先般來種々考究を重ねて參つたのであります、即ち先づ出來るだけ事業運営の合理化を図ることと致しまして、昭和二十一年度預算の編成に當りましても、徹底せる緊縮方針を以て之に當り、努めて經費の節約を圖ると共に、他方サービスの改善に依る増収策をも考へて居る次第でありますするが、併しながら是等の手段には自ら限度がありまするので、其の不足する部分に對する方策と致しまして、

一般國家財政の現狀及び通信事業の特殊性を考慮致しまして、慎重に考究致しました結果、業務收支の面に於ける赤字は、之を通信料金引上に依つて賄ふのが、諸般の情勢から見て適當であると思料せらるゝに至つたのであります、而して郵便料金の中、書狀葉書

を圖ると共に、他方サービスの改善に依る増収策をも考へて居る次第であります

と致しまして、昭和二十一年度預算の編成に當りましても、徹底せる緊縮方針を以て之に當り、努めて經費の節約を圖ると共に、他方サービスの改善に依る増収策をも考へて居る次第であります

○議長(公爵徳川家正君) 御異議ない
させます、特別委員の氏名を朗讀致
〔富坂書記官朗讀〕

船員法の一部を改正する法律案特別
委員

公爵桂 廣太郎君 機関池田 宣政君
伯爵大木 喜福君 子爵六角 英通君
子爵伊集院兼高君 永井 松三君 朝助君
村上 義一君 長谷川赳夫君
男爵平山洋三郎君 男爵八代五郎造君
松尾 國松君 熊谷三太郎君 伊藤 傳七君
戸口米次郎君 倉井 敏麿君
村上 巧見君

第八章 食料及び衛生
第九章 年少船員及び女子船員
第十章 災害補償
第十一章 獄業規則
第十二章 監督
第十三章 難則
第十四章 罰則

第三章 紀律
第四章 所有契約
第五章 給料その他の報酬
第六章 勞働時間、休日及び定員
第七章 有給休暇

第八章 食料及び衛生
第九章 年少船員及び女子船員
第十章 災害補償
第十一章 獄業規則
第十二章 監督
第十三章 難則
第十四章 罰則

第三條 この法律で、職員とは、航
海士、機関長、機関士、船舶通信
士及び命令の定めるその他の海員
をいい、属員とは、職員以外の海
員をいう。

(給料及び労働時間)
(航海の成就)

第四條 この法律で、給料とは、船
舶所有者が船員に対し一定の金額
により定期に支拂う報酬のうち基
本となるべき固定給をいい、労働
時間とは、上長の職務上の命令に
基き航海当直その他の作業に從事
する時間をいう。

(船員)
第一章 総則
船員法

第一條 この法律で船員とは、日本
船舶又は日本船舶以外の命令の定
める船舶に乗り組む船長及び海員
並びに予備員をいう。

前項に規定する船舶には、左の
船舶を含まない。

一 総トン数五トン未満の船舶
二 湖、川又は港のみを航行する
船舶

三 総トン数三十トン未満の漁船

第四條 この法律で海員とは、船内
で使用される船長以外の乗組員で
労働の対價として給料その他の報
酬を支拂われる者をいう。

第五條 この法律で予備員とは、前條第
一條、第二百七十九條乃至第二百九十九條
及び第二百二十一條の規定、船員の
労働關係についても適用があるも
のとする。

(指揮命令權)
第二章 船長の職務及び権限

第六條 労働基準法第一條乃至第十
一條、第二百七十九條乃至第二百九十九條
及び第二百二十一條の規定、船員の
労働關係についても適用があるも
のとする。

(指揮命令權)
第二章 船長の職務及び権限

第七條 船長は、海員を指揮監督
し、且つ、船内にある者に対し
自己の職務を行ふのに必要な命令
をすることができる。

第八條 船長は、船舶に急迫した
危険があるときは、人命、船舶及
び積荷の救助に必要な手段を盡
し、且つ、旅客、海員その他船内に
ある者を去らせた後でなければ、

(発航前の検査)
第八條 船長は、発航前に船舶が航
海に支障ないかどうかその他の航海
をいい、属員とは、職員以外の海
員をいう。

いかを検査しなければならない。

第九條 船長は、航海の準備が終つ
たときは、遅滞なく発航し、且
つ、必要がある場合を除いて、予
定の航路を変更しないで到達港ま
で航行しなければならない。

(甲板上の指揮)
第十條 船長は、船舶が港を出入す
るときその他の船舶に危険の虞があ
るときは、甲板にあつて自ら船舶
を指揮しなければならない。

第十條 船長は、船舶が狭い水路を通過す
るとき、船舶が狭い水路を通過す
るときは、甲板にあつて自ら船舶
を指揮すべき者にその職務を委任
する。その後でなければ、荷物の船積
及び旅客の乗込の時から荷物の陸
揚及び旅客の上陸の時まで、自己
の指揮する船舶を去つてはならな
い。

第十一條 船長は、やむを得ない場
合を除いて、自己に代わつて船舶
を指揮すべき者にその職務を委任
するときは、甲板にあつて自ら船舶
を指揮しなければならない。

第十二條 船長は、船舶に急迫した
危険がある場合はにおける

危険があるときは、人命、船舶及
び積荷の救助に必要な手段を盡
し、且つ、旅客、海員その他船内に
ある者を去らせた後でなければ、

第八條 船長は、発航前に船舶が航
海に支障ないかどうかその他の航海
をいい、属員とは、職員以外の海
員をいう。

いかを検査しなければならない。

第九條 船長は、航海の準備が終つ
たときは、遅滞なく発航し、且
つ、必要がある場合を除いて、予
定の航路を変更しないで到達港ま
で航行しなければならない。

(在船義務)
第十條 船長は、船舶が港を出入す
るときその他の船舶に危険の虞があ
るときは、甲板にあつて自ら船舶
を指揮しなければならない。

第十條 船長は、船舶が狭い水路を通過す
るとき、船舶が狭い水路を通過す
るときは、甲板にあつて自ら船舶
を指揮すべき者にその職務を委任
する。その後でなければ、荷物の船積
及び旅客の乗込の時から荷物の陸
揚及び旅客の上陸の時まで、自己
の指揮する船舶を去つてはならな
い。

第十一條 船長は、船舶に急迫した
危険がある場合はにおける

危険があるときは、人命、船舶及
び積荷の救助に必要な手段を盡
し、且つ、旅客、海員その他船内に
ある者を去らせた後でなければ、

第八條 船長は、発航前に船舶が航
海に支障ないかどうかその他の航海
をいい、属員とは、職員以外の海
員をいう。

いかを検査しなければならない。

第九條 船長は、航海の準備が終つ
たときは、遅滞なく発航し、且
つ、必要がある場合を除いて、予
定の航路を変更しないで到達港ま
で航行しなければならない。

(在船義務)
第十條 船長は、船舶が港を出入す
るときその他の船舶に危険の虞があ
るときは、甲板にあつて自ら船舶
を指揮しなければならない。

第十條 船長は、船舶が狭い水路を通過す
るとき、船舶が狭い水路を通過す
るときは、甲板にあつて自ら船舶
を指揮すべき者にその職務を委任
する。その後でなければ、荷物の船積
及び旅客の乗込の時から荷物の陸
揚及び旅客の上陸の時まで、自己
の指揮する船舶を去つてはならな
い。

第十一條 船長は、船舶に急迫した
危険がある場合はにおける

危険があるときは、人命、船舶及
び積荷の救助に必要な手段を盡
し、且つ、旅客、海員その他船内に
ある者を去らせた後でなければ、

第八條 船長は、発航前に船舶が航
海に支障ないかどうかその他の航海
をいい、属員とは、職員以外の海
員をいう。

いかを検査しなければならない。

第九條 船長は、航海の準備が終つ
たときは、遅滞なく発航し、且
つ、必要がある場合を除いて、予
定の航路を変更しないで到達港ま
で航行しなければならない。

(在船義務)
第十條 船長は、船舶が港を出入す
るときその他の船舶に危険の虞があ
るときは、甲板にあつて自ら船舶
を指揮しなければならない。

第十條 船長は、船舶が狭い水路を通過す
るとき、船舶が狭い水路を通過す
るときは、甲板にあつて自ら船舶
を指揮すべき者にその職務を委任
する。その後でなければ、荷物の船積
及び旅客の乗込の時から荷物の陸
揚及び旅客の上陸の時まで、自己
の指揮する船舶を去つてはならな
い。

第十一條 船長は、船舶に急迫した
危険がある場合はにおける

危険があるときは、人命、船舶及
び積荷の救助に必要な手段を盡
し、且つ、旅客、海員その他船内に
ある者を去らせた後でなければ、

第八條 船長は、発航前に船舶が航
海に支障ないかどうかその他の航海
をいい、属員とは、職員以外の海
員をいう。

いかを検査しなければならない。

第九條 船長は、航海の準備が終つ
たときは、遅滞なく発航し、且
つ、必要がある場合を除いて、予
定の航路を変更しないで到達港ま
で航行しなければならない。

(在船義務)
第十條 船長は、船舶が港を出入す
るときその他の船舶に危険の虞があ
るときは、甲板にあつて自ら船舶
を指揮しなければならない。

第十條 船長は、船舶が狭い水路を通過す
るとき、船舶が狭い水路を通過す
るときは、甲板にあつて自ら船舶
を指揮すべき者にその職務を委任
する。その後でなければ、荷物の船積
及び旅客の乗込の時から荷物の陸
揚及び旅客の上陸の時まで、自己
の指揮する船舶を去つてはならな
い。

第十一條 船長は、船舶に急迫した
危険がある場合はにおける

危険があるときは、人命、船舶及
び積荷の救助に必要な手段を盡
し、且つ、旅客、海員その他船内に
ある者を去らせた後でなければ、

一 第四十條第六号の規定により
船舶所有者が雇入契約を解除し
たとき。

二 第四十二條第一項第一号又は
第二号の規定により船員が雇入
契約を解除したとき。

三 第四十二條の規定により船舶
所有者が雇入契約を解除したと
き。

四 第四十三條第一項の規定によ
り雇入契約が終了したとき。

五 船員が第八十一條の健康證明
書を受けることができないため
雇入契約が解除されたとき。

六 第四十三條第二項の規定によ
り船員が雇入契約を解除したと
き。

四、第四十一条第一項第一号又は
第二号の規定により船員が雇入
契約を解除したとき。

五、第四十二條の規定により船舶
所有者が雇入契約を解除したと
き。

六、第四十三條第二項の規定によ
り船員が雇入契約を解除したと
き。

七、雇入契約が期間の満了に因り
船員の本國以外の地で終了した
とき。

八、船員が第八十一條の健康證明
書を受けることができないため
雇入契約が解除されたとき。

（船員手帳）

第五十條 船員は、船員手帳を受有
しなければならない。

一 船員が解雇され、又は退職し
たとき。

二 船員、その同居の親族又は船
員の収入によつて生計を維持す
る者が結婚、葬祭、出産、療養
又は不慮の災害の復旧に要する
費用に充てようとする場合にお
いて、船員から請求のあつたと
き。

（勤務成績証明書）

第五十一條 海員は、船長に対し勤
務の成績に關する証明書の交付を
請求することができる。

第五章 給料その他の報酬

（給料その他の報酬の定め方）

第五十二條 船員の給料その他の報
酬は、船員労働の特殊性に基き、
且つ船員の経験、能力及び職務の
内容に應じて、これを定めなけれ
ばならない。

（給料その他の報酬の支拂方法）

第五十三條 給料その他の報酬は、
法令又は労働協約に特別の定のあ
る場合を除いて、その全額を通貨
で直接船員に支拂わなければなら
ない。

（最低報酬）

第五十九條 行政官廳は、必要があ
ると認めるときは、命令の定める
ところにより、労働組合法による
労働委員会（以下船員労働委員会
といふ）の議を経て、給料その他の
報酬の最低額を定めることができる。
（船員手帳）

第五十四條 船舶所有者は、左の場
合には、支拂期日前でも遅滞な
く、船員が職務に從事した日数に
應じ、前條第三項に規定する給料

その他の報酬を支拂わなければな
らない。

一 船員が解雇され、又は退職し
たとき。

二 船員、その同居の親族又は船
員の収入によつて生計を維持す
る者が結婚、葬祭、出産、療養
又は不慮の災害の復旧に要する
費用に充てようとする場合にお
いて、船員から請求のあつたと
き。

（勤務成績証明書）

第五十一條 海員は、船長に対し勤
務の成績に關する証明書の交付を
請求することができる。

第五章 給料その他の報酬

（給料その他の報酬の定め方）

第五十二條 船員の給料その他の報
酬は、船員労働の特殊性に基き、
且つ船員の経験、能力及び職務の
内容に應じて、これを定めなけれ
ばならない。

（給料その他の報酬の支拂方法）

第五十三條 給料その他の報酬は、
法令又は労働協約に特別の定のあ
る場合を除いて、その全額を通貨
で直接船員に支拂わなければなら
ない。

（最低報酬）

第五十九條 行政官廳は、必要があ
ると認めるときは、命令の定める
ところにより、労働組合法による
労働委員会（以下船員労働委員会
といふ）の議を経て、給料その他の
報酬の最低額を定めることができる。
（船員手帳）

第五十四條 船舶所有者は、左の場
合には、支拂期日前でも遅滞な
く、船員が職務に從事した日数に
應じ、前條第三項に規定する給料

（歩合による報酬）

第五十八條 船員の報酬が歩合によ
つて支拂われる場合においては、
その歩合による毎月の額が船舶所
有者の定める一定額に達しないと
きでも、その報酬の額は、その一
定額を下つてはならない。

（歩合による報酬）

第五十九條 行政官廳は、必要があ
ると認めるときは、命令の定める
ところにより、労働組合法による
労働委員会（以下船員労働委員会
といふ）の議を経て、給料その他の
報酬の最低額を定めることができる。
（船員手帳）

第五十四條 船舶所有者は、前項の規定によ
り最低額が定められたときは、命
令の定める場合を除いて、その額
に達しない額の給料その他の報酬
で、船員を使用してはならない。

ればならない。これを変更したときはも同様とする。

一定員

二 食料及び衛生

三 被服及び日用品
四 陸上における宿泊、休養、医療及び慰安の施設

五 災害補償

六 失業手当、雇止手当及び退職手当

七 送還

八 教育

九 賞罰

十 その他の労働條件

船舶所有者を構成員とする團体

で法人たるものは、その構成員たる第一項の船舶所有者について適用される就業規則を作成して、これを届け出ることができる。その変更についても同様とする。

前項の規定による届出があつたときは、同項に規定する船舶所有者は、当該就業規則の作成及びその作成又は変更の届出をしなくてもよい。

第一項乃至第三項の規定による届出には、第九十八條の規定により聽いた意見を記載した書面を添附しなければならない。

(就業規則の作成の手続)

第九十八條 船舶所有者は前條第三項に規定する團体は、就業規則を作成し、又は変更するには、そ

の就業規則の適用される船舶所有者の使用する船員の過半数で組織する労働組合があるときは、その労働組合、船員の過半数で組織する労働組合がないときは、船員の過半数を代表する者の意見を聽かなければならぬ。

(就業規則の監督)

第九十九條 行政官廳は、法令又は労働協約に違反する就業規則の変更を命ずることができ。

行政官廳は、就業規則が不当であると認めるときは、船員労働委員会の議を経て、その変更を命ずることができる。

(就業規則の効力)

第一百條 就業規則で定める基準に達しない労働條件を定める雇入契約は、その部分については、無効とする。この場合には、雇入契約は、その無効の部分については、就業規則で定める基準に達する労働條件を定めたものとみなす。

第十二章 監督

(行政官廳)

第一百條 主務大臣は、所部の職員の中から船員労務官を命じ、この法律及び労働基準法の施行に関する事項を掌らせる。

第一百條 船員労務官は、必要があると認めるときは、船舶所有者又は船員に対し、この法律、労働基準法及びこの法律に基いて発する命令の遵守に注意を喚起し、又は勧告をすることができる。

第一百條 船員労務官は、必要があると認めるときは、船舶所有者若しくは船員に出頭を命じ、帳簿類

第一百二條 行政官廳は、船員所有者及び船員の間に生じた労働関係に関する紛争(労働関係調整法第六條の労働争議を除く。)の解決について、あつせんすることができる。

(外國における行政官廳の事務)

この法律によつて行政官廳の行うべき事務は、外國にあつては、命令の定めるところにより、日本の領事官がこれを行う。

(行政官廳の事務を行ふ市町村長)

第一百四條 主務大臣は、この法律によつて行政官廳の行うべき事務を市町村長に行わせることができ。市町村長に行わせることができることができる。

(船員労務官)

第一百五條 主務大臣は、所部の職員

組合法に定める権限を行ふ外、行政官廳の諮問に應じ、この法律及び労働基準法の施行又は改正に關する事項を調査審議する。

(船員労働委員会の権限)

第一百六十條 船員労働委員会は、労働

規則を記載した書類を船内の見やすい場所に掲示し、又は備え置かなければならぬ。

(報告事項)

第一百一十一条 船舶所有者は、命令の定めるところにより、左の事項について、行政官廳に報告をしなければならない。

第一百七條 船員労務官は、給料その他の報酬、失業手当、送還手当又は傷病手当のうち、その二以上をともに支拂うべき期間について

は、いずれか一の多額のものを支拂うを以て足りる。

船舶所有者は、給料その他の報酬を支拂うべき場合において、雇止手当又は予後手当を支拂うべきときは、給料その他の報酬を支拂うべき限度において、雇止手当又は予後手当の支拂の義務を免れ

あるときは、旅客その他の船内にあるもの質問をすることができる。

前二項の場合には、船員労務官又は船員労働委員会にその事實を申告することができる。

船員労務官は、この法律に基いて發する命令の違反の罪について、刑事訴訟法に規定する司法警察官の職務を行ふ。

第一百八條 船員労務官は、この法律、労働基準法及びその他の法律に基いて發する命令、労働協約及び就業規則を記載した書類を船内の見やすい場所に掲示し、又は備え置かなければならぬ。

(就業規則等の公示)

第一百三十三条 船舶所有者は、この法律、労働基準法、この法律に基いて發する命令、労働協約及び就業規則を記載した書類を船内の見やすい場所に掲示し、又は備え置かなければならぬ。

(報酬、補償及び手当の調整)

第一百四十四条 船舶所有者は、給料その他の報酬、失業手当、送還手当又は傷病手当のうち、その二以上をともに支拂うべき期間について

は、いずれか一の多額のものを支拂うを以て足りる。

船舶所有者は、給料その他の報酬を支拂うべき場合において、雇止手当又は予後手当を支拂うべきときは、給料その他の報酬を支拂うべき限度において、雇止手当又は予後手当の支拂の義務を免れ

(船員の申告)

この法律、労働基準法又はこの法律に基いて發する命令に違反する事実があると認めたときは、船員の申告することができる。

前二項の場合には、船員労務官又は船員労働委員会にその事實を申告することができる。

船員の申告は、前項の申告をしてその他船員に對して不利益な取扱を與えてはならない。

(就業規則等の公示)

船舶所有者は、前項の申告をしてその他船員に對して不利益な取扱を與えてはならない。

船員の申告は、前項の申告をしてその他船員に對して不利益な取扱を與えてはならない。

(就業規則等の公示)

船舶所有者は、前項の申告をしてその他船員に對して不利益な取扱を與えてはならない。

(讓渡又は差押の禁止)
第百五十五條 失業手当、雇止手当、
送還の費用又は災害補償を受ける
権利は、これを譲り渡し、又は差し
押えることができない。給料その
他の報酬及び傷病手当とともに支
拂うべき期間についての給料その
他の報酬を受ける権利(傷病手当
の額に相当する部分)に関するもの
に限る。)についても同様とする。

(附加金の支拂)

第百六十六條 船舶所有者は、第四十
五條乃至第四十七條、第四十九
條、第五十九條第三項、第六十七
條、第六十八條第三項、第六十九
條第二項又は第七十八條の規定に
違反したときは、これらの規定によ
り船舶所有者が支拂うべき金額
(第四十七條の場合には送還の費
用)についての第二項の規定によ
る請求の時における未拂金額(第
五十九條第二項の場合には同條の
規定による報酬の最低額と契約で
定められた報酬の額との差額)に
相当する額の附加金を船員に支拂
わなければならない。

船員は、裁判所に対する訴によ
つてのみ前項の附加金の支拂を請
求することができる。但し、その
訴は、同項に規定する違反のあつ
た時から二年以内にこれをしなけ
ればならない。

(時効の特則)

第百七十七條 船員の船舶所有者に対

する債権は二年間これを行わない
ときは、時効によつて消滅する。
船舶所有者に対する遺族手当及び
葬祭料の債権も同様とする。

(准用規定)

第百八十八條 第三十一條乃至第三十
四條、第八十四條第三項及び第一百
條の規定は、予備員の雇用契約
にこれを準用する。

(戸籍証明)

第百十九條 船員、船員になろうと
する者、船舶所有者又は船長は、船
員又は船員になろうとする者の戸
籍について、戸籍事務を管掌する
者又はその代理者に対し無償で証
明を請求することができる。

(國及び公共團體に対する適用)

第一百二十條 この法律、労働基準法
及びこの法律に基いて発する命令
は、國、都道府縣、市町村その他
これに準ずるものについても適用
があるものとする。

(命令の制定)

第一百二十一條 この法律に基いて発
する命令は、その草案について公
聽会を開いて、船員及び船舶所
有者のそれぞれを代表する者並び
に公益を代表する者の意見を聽いて、
これを制定するものとする。

第一四章 罰則

第一百二十二条 船長がその職權を濫
用して、船内にある者に対し義務
のない事を行わせ、又は行うべき
とき。

権利を妨害したときは、二年以下
の懲役に処する。

第一百二十四條 船長が第十三條の規
定に違反して人命及び船舶の救助
に必要な手段を盡さなかつたとき
は、三年以下の懲役又は三千円以
下の罰金に処する。

第一百二十五條 船長が左の各号の一
に該当する場合には、二年以下の
懲役又は二千円以下の罰金に處す
る。

第一百二十六条 第十四條の規定に違反したと
き。

二 船舶を遺棄したとき。

三 外國において海員を遺棄した
とき。

第一百二十七条 船長が左の各号の一
に該当する場合には、三千円以下
の罰金に處する。

第一百二十八条 船員が左の各号の一
に該当する場合には、一年以下の
懲役又は三千円以下の罰金に
処する。

第一百二十九條 海員が上長に対し暴
行又は脅迫をしたときは、三年以
下の懲役又は三千円以下の罰金に
処する。

第一百三十條 船員が左の各号の一
に該当する場合には、五年以下の
懲役に処する。

二 船舶に急迫した危険のある場
合において、船長の許可なく船
舶を去つたとき。

二 第十二條乃至第十四條に規定
する場合において、船長が人命、
船舶又は積荷の救助に必要な手
段をとるのに当り、上長の命令
に服從しなかつたとき。

二 第九條の規定に違反して予定
の航路を変更したとき。

三 第十三條の規定に違反して告
げなかつたとき。

四 第十五條の規定に基いて発す
る命令に違反して水葬に付した
とき。

五百 第十八條の規定による書類を
備え置かず、又は同條第一項第
二号乃至第四号の書類に記載す
べき事項を記載せず、若しくは
虚偽の記載をしたとき。

六 第十九條の規定による報告を
せず、又は虚偽の報告をしたと
き。

七 第六十七條第三項の規定によ
る帳簿を備え置かず、又は帳簿
に記載すべき事項を記載せず、
若しくは虚偽の記載をしたと
き。

八 第一百二十七條 海員が上長に対し暴
行又は脅迫をしたときは、三年以
下の懲役又は三千円以下の罰金に
処する。

九 第一百二十八條 海員が左の各号の一
に該当する場合には、一年以下の
懲役又は三千円以下の罰金に
処する。

一百 第一百二十九條 船舶所有者が左の各
号の一に該当する場合には、五千円
以下の罰金に処する。

二 第三十一条 船舶所有者が左の各
号の一に該当する場合には、五千
円以下の罰金に処する。

三 第三十二条 第三十三条、第三十四条第二
項、第五十三条、第五十四条第一
項、第五十五条、第五十六条、第五十八条第一
項、第八十一条第一項第二項、
第八十五条第三項、第八十七條
又は第一百十三條の規定に違反し
たとき。

四 第三十四条第二項の規定によ
り認可を受けた保管又は返還の
方法に違反したとき。

五百二十九條 船舶所有者が第八十
五條第一項又は第二項の規定に違
反したときは、一年以下の懲役又
は二万円以下の罰金に処する。

五百三十三条 船舶所有者が第三十三
條、第三十四條第一項、第三十五
條、第四十五条乃至第四十七條、
第四十九條、第五十九條第二項、
第六十三條第二項、第六十七條第
二項、第六十九條、第七十條、第
七十四條、第七十八條、第八十
條、第八十二條、第八十三條、第
八十六條、第八十八條、第八十九
條、第九十一條乃至第九十四條若
しくは第一百十二條第二項の規定に
違反し、又は第七十三条の規定に
基いて発する命令に違反したとき
は、六箇月以下の懲役又は五千円
以下の罰金に処する。

五百三十四条 船舶所有者が左の各
号の一に該当する場合には、五千
円以下の罰金に処する。

五百三十五条 船舶所有者が左の各
号の一に該当する場合には、五千
円以下の罰金に処する。

五百三十六条 第三十二条、第三十三条、第三
四条、第五十三条、第五十四条第一
項、第五十五条、第五十六条、第五十八条第一
項、第八十一条第一項第二項、
第八十五条第三項、第八十七條
又は第一百十三條の規定に違反し
たとき。

五百三十七条 第三十三条、第三十四条第二
項、第五十三条、第五十四条第一
項、第五十五条、第五十六条、第五十八条第一
項、第八十一条第一項第二項、
第八十五条第三項、第八十七條
又は第一百十三條の規定に違反し
たとき。

五百三十八条 第三十三条、第三十四条第二
項、第五十三条、第五十四条第一
項、第五十五条、第五十六条、第五十八条第一
項、第八十一条第一項第二項、
第八十五条第三項、第八十七條
又は第一百十三條の規定に違反し
たとき。

三 第百十一條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

第一百三十二条 左の各号の一に該当する者は、これを五千円以下の罰金に処する。

一 第九十七条の規定による就業規則の作成若しくは届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第九十八条の規定による違反した者

三 第九十九条の規定による命令に違反した者

四 第一百一條の規定による处分に違反した者

五 第一百七条の規定による船員労務規則の規定による陳述をした者

六 第一百七条の規定による帳簿書類を提出せず、若しくは虚偽の記載をした帳簿書類を提出し、又は報告せず、若しくは虚偽の報告をした者

七 第百九条の規定による陳述をした者

八 第百十二条第一項に定める場合において、虚偽の申告をした者

九 第百三十三条 左の各号の一に該当する者は、これを三千円以下の罰金に処する。

一 第三十七条の規定に違反して雇入契約の公認を申請したかつた者

二 虚偽その他の不正行為を以て雇入契約の公認を受けた者

三 自己の船員手帳を棄損した者

四 第五十条第三項の規定に基いて発する命令に違反した者

五 虚偽その他の不正行為を以て船員手帳の交付、訂正又は書換を受けた者

六 他人の船員手帳を行使した者

七 第百三十五条 第三百三十五条の規定は、船長に代わつてその職務を行ふ者にこれを適用する。

八 第百三十六条 この法律は、第十章の規定を除いて、公布の日からこの規定を施行する。

九 第百三十七条 小形船舶乗組員手帳法は、これを廃止する。

一〇 第百三十八条 従前の船員法第六十八条第三項但書の規定は、この法律施行後でも、なおその効力を有する。

一一 第百三十九条 この法律施行前に生じた事項については、なお従前の例による。

一二 第百四十条 第十八条の規定は、総トン数二十トン未満の船舶又は平

水区域を航行区域とする船舶については、この法律施行の日から六箇月間、これを適用しない。

一二三 第百四十六条 商法の一部を次のようにより改正する。

一二四 第百四十七条 商法施行法の一部を次のように改正する。

一二五 第百四十九条 第八十三条の規定は、沿海区域を航行区域とする船舶については、この法律施行の日から六箇月間、これを適用しない。

一二六 第百五十条 第三百三十条 屬具目録ノ書式ハ運輸大臣之ヲ定ム

一二七 第百五十四条 この法律施行前から引き続き年齢十五年未満の者を船員として、又は年齢十八年未満の者を石炭を運び若しくはたく作業に從事する海員として使用するときは、第八十五条の規定は、これらの者については、この法律施行の日から六箇月間、これを適用しない。

一二八 第百五十五条 第六十七条第三項、第九十七条及び第一百十三条の規定は、この法律施行の日から六箇月間、これを適用しない。

一二九 第百五十六条 第三級

一二〇 第百五十七条 第二級

一二一 第百五十八条 第一級

一二二 第百五十九条 第一級

一二三 第百六十条 第一級

一二四 第百六一条 第一級

一二五 第百六十二条 第一級

一二六 第百六十三条 第一級

一二七 第百六十四条 第一級

一二八 第百六十五条 第一級

一二九 第百六十六条 第一級

一二一〇 第百六十七条 第一級

一二一一 第百六十八条 第一級

一二一二 第百六十九条 第一級

一二三〇 第百七十条 第一級

一二三一 第百七一条 第一級

一二三二 第百七十二条 第一級

一二三三 第百七十三条 第一級

一二三四 第百七十四条 第一級

一二三五 第百七十五条 第一級

一二三六 第百七十六条 第一級

一二三七 第百七十七条 第一級

一二三八 第百七十八条 第一級

一二三九 第百七十九条 第一級

第七百九條 船長ハ屬具目録及
運送契約ニ關スル書類ヲ船中ニ
備へ置クコトヲ要ス
前項ノ屬具目録ハ外國ニ航行セ
サル船舶ニ限り命令ヲ以テ之ヲ
フルコトヲ要セサルモノト定
ムルコトヲ得

第七百十條 削除

第七百十一條 削除

他の法令の規定の適用上商法第
七百八條乃至第七百十一條の規定
によらなければならぬときは、
從前のこれららの規定によるものと
する。

第七百十二條 「遞信大臣」を
「運輸大臣」に改める。

第七百十三條 屬具目録ノ書式ハ運
輸大臣之ヲ定ム

第七百十四條 商法施行法の一部を
次のように改正する。

第七百十五條 第八十三条中「遞信大臣」を
「運輸大臣」に改める。

第七百十六條 屬具目録ハ運
輸大臣之ヲ定ム

第七百十七條 商法施行法の一部を
次のように改正する。

第七百十八條 第八十三条中「遞信大臣」を
「運輸大臣」に改める。

第七百十九條 屬具目録ハ運
輸大臣之ヲ定ム

第七百二十條 第八十三条中「遞信大臣」を
「運輸大臣」に改める。

第七百二十一條 屬具目録ハ運
輸大臣之ヲ定ム

第七百二十二條 第八十三条中「遞信大臣」を
「運輸大臣」に改める。

第七百二十三條 屬具目録ハ運
輸大臣之ヲ定ム

第七百二十四條 第八十三条中「遞信大臣」を
「運輸大臣」に改める。

第七百二十五條 第八十三条中「遞信大臣」を
「運輸大臣」に改める。

第七百二十六條 第八十三条中「遞信大臣」を
「運輸大臣」に改める。

第七百二十七條 第八十三条中「遞信大臣」を
「運輸大臣」に改める。

第七百二十八條 第八十三条中「遞信大臣」を
「運輸大臣」に改める。

第七百二十九條 第八十三条中「遞信大臣」を
「運輸大臣」に改める。

第七百三十條 第八十三条中「遞信大臣」を
「運輸大臣」に改める。

第七百三十一條 第八十三条中「遞信大臣」を
「運輸大臣」に改める。

第七百三十二條 第八十三条中「遞信大臣」を
「運輸大臣」に改める。

第七百三十三條 第八十三条中「遞信大臣」を
「運輸大臣」に改める。

第七百三十四條 第八十三条中「遞信大臣」を
「運輸大臣」に改める。

第七百三十五條 第八十三条中「遞信大臣」を
「運輸大臣」に改める。

第七百三十六條 第八十三条中「遞信大臣」を
「運輸大臣」に改める。

第七百三十七條 第八十三条中「遞信大臣」を
「運輸大臣」に改める。

第七百三十八條 第八十三条中「遞信大臣」を
「運輸大臣」に改める。

第七百三十九條 第八十三条中「遞信大臣」を
「運輸大臣」に改める。

第七百四十條 第八十三条中「遞信大臣」を
「運輸大臣」に改める。

○國務大臣（増田甲子七君）只今上程されました船員法を改正する法律案の提出理由を御説明申上げます、現行船員法は昭和十二年に改正せられて今日に及んで居るのであります、終戦後的新事態に副はない點が多々ありますと共に、新憲法第二十七條は、賃金、就業時間、休息、其の他の勤労條件に關する基準を法律を以て定めるべき旨規定して居りますので、成るべく速かに改正する必要を認め、昨年八月運輸省に、船主及び船員の團體の代表者を始めとし、關係各方面の學識経験者からなる臨時船員法令審議會を設けまして、之に改正船員法案の立案に關し諮詢致しました、同審議會は、其の後約半年に亘つて慎重審議を續けると共に、其の間東京、神戸を始め、全國主要港で開かれました公聽會の意見を聽き、成案を得て、一月十六日政府に答申致しましたので、政府は此の答申を骨子として、船員法を改正する法律案を立案し、茲に本議會に提案する運びに至つたのでござります、新法案の要旨を申しますと、前述の如き改正憲法の要請に基き、新たに船員の給料、労働時間及び休息に關して基準を設けますと共に、同じく新憲法の人權尊重の精神を體し、現行法中の海員に對する強制乗船及び船内に於ける懲戒としての監禁に關する規定を廢止致しまし

た、又今後於ける我が國の國際的地位に鑑みまして、新たに千九百三十六年國際勞働總會に於て採擇せられました四箇の條約案、即ち「船員ノ爲ノ年次有給休暇ニ關スル條約案」、「船内勞働時間及び定員ニ關スル條約案」、「船員ノ疾病傷痍又ハ死亡ノ場合ニ於ケル船舶所有者ノ責任ニ關スル條約案」及び「海上ニ使用シ得ル兒童ノ最低年齢ヲ定ムル條約案ノ改正條約案」の趣旨を探入れると共に時代の要請に應じ、労働基準法案と歩調を合せて、諸般の労働保護規定を設ける外、現行商法中の船長の公法的義務に關する規定を、船員法中に探入れたのでござります、此のやうに今回の改正案に依りまする、と、海上労働者である船員は、陸上労働者が労働基準法案に依つて保護を受けることになりますとの同様に、相當手厚い保護を受け、其の生活の安定が期せられることになりますが、此のことは、延いては我が海運再建の爲の第一歩となるものであると信するものでござります、何卒御審議の上御協賛あらむことを希望致します。

最近の情勢に鑑みまして、労働立法の中では労働組合法及び労働関係調整法は既にそれらの制定を見たのであります。が、今回本議會に於きました、労働基準法並に船員法を改正する法律案の兩法案が提出せられまして、労働關係法制の整備を見むと致して居りますことは、先づ以て慶賀すべき次第と考へるのであります。併しながら今回の兩法案に付きまして、一つの特色と考へられますことは、船員労働の特殊性に鑑みまして、労働基準法とは別個に、而も同様の趣旨を狙つて茲に船員法の改正が提案せられまして、言換へますならば、兩建の立法措置を執られると云ふ點に特色を見出すのであります。此のことは労働基準法百十六條に於きまして、一條乃至十一條、百十七條乃至百十九條及び百二十一條の規定を除いては、此の法律は、船員法に依る船條に掲げられて居り、又五十二條には、船員労働の特殊性と云ふ言葉が用ひられて居ります點に鑑みましても明かであると存ずるのであります。船員労働が一般の陸上労働に比べまして、著しく異なる特色を有して居りますことは多言を要しない次第であります。併しこれを拂はるべきは當然の次第と考へます、併しながら船員労働に對する保護

助成、或は指導改善と云ふことは、單に立法措置のみを以て其の目的を達することは出來ないと考へます、言換へますならば、行政運用の面に於きましても同様に別段の考慮が拂はるべきであると考へます、此の點に關しまして、今回の労働基準法及び船員法改正法案にはそれゝ、十一章及び十二章に於きまして監督機關に關する規定を設けて居るのであります、然るに労働基準法に於きましては、労働に關する主務省と云ふ言葉を用ひて居りますが、是等の點から考へまして、將來労働省が設置せられたる場合に於きましても、船員労働に關する事柄は、海事行政官廳と云ふ言葉を用ひて居ります、是等の點から考へまして、將來労働省が設置せられたる場合に於きましても、船員労働に關する事柄は、海事行政の主務官廳である運輸省の管轄の下に置かれるもとする政府の御意向であります、船員労働に關する事柄は、海事行政の主務官廳である運輸省の管轄の下に置かれること、就業して居る労働者に鑑みまして、労働の保護助成に關し、萬全の施策が行はれるべきことは固よりのことであります、新憲法の精神に沿りのことと/orするものではないと考へます、言ひ換へますならば、労働者就業機会の問題である、産業の復興と云ふことの意義が存するのであり、斯様に考へまする場合には、其の労働就業機会の問題である、産業の復興と云ふことは出來ないと考へます、此の點に關しまして、今回の労働基準法及び船員法改正法案にはそれゝ、十一章及び十二章に於きまして監督機關に關する規定を設けて居るのであります、然るに労働基準法に於きましては、労働に關する主務省と云ふ言葉を用ひて居るのに對する意見として、勞働條件の改善のみを以て足りりと/orするものではないと考へます、言ひ換へますならば、勞働の保護助成に關し、萬全の施策が行はれるべきことは固よりのことであります、新憲法の精神に沿りることと/orするものではないと考へます、

とを切離しては考へられませぬ、此の問題に付きまして、政府の御考は如何でありませうか、今日の時代、情勢を見まして、敗戦に依つて國土は狹められ、多數の復員者、引揚者を擁しまして、失業者は巷に溢れ、是が亦闇の原因をなして居る此の情勢から考へまして、産業の復興に依つて正當なる労働就業の機會を増すと云ふ積極面に對して、有らゆる努力が集中せられなければならぬのではないかと考へるのであります、船員労働の特殊性と云ふことを考へます場合に、其の船員労働の母體となるべき海運産業の特殊性と云ふことをも含せて直ちに考へなければならぬと存ずるのであります、殊に我が國の如き資源の乏しい島國に於きまして、海運産業は單に海上労働の母体たるのみならず、國民經濟全體を維持する上に於て缺くべからざる要素であると考へるであります。最近マッカーサー元帥は新聞記者團との會見に於て、日本が自給經濟を保ち得ないことを認め、對外貿易の復活は其の生存上缺くべからざる要素であることを指摘せられたのでありますし、之に對し我々は満腔の同感を表する者でありまするが、此の場合に於ける貿易と云ふ言葉は、少くとも日本の國情に於きましては、海運と云ふことを切り離しては考へられないと思ふであります、斯くては、海運と云ふことを切り離しては國民經濟の面から見ましても、重重要な様に船員労働の面から見ましても、亦

る存在であります所の海運産業と云ふものが、此の戦争に依つて他の如何なる産業に比較することも出来ない深刻なる打撃を被つて居るのであります。此のことにつきましては、昨年夏細申述べました所でありますのが故に、茲に再び繰返しは致しませぬが、其の後の状態を見ますするのに、不幸にして海運産業の救済、或は再建に付て何等措置の措置が執られて居りませぬ此の現状に於きまして、我々が海運産業と云ふものは、復活はおろか、其の存立すらも危ぶまれるやうな状態にあることを甚だ遺憾とする者であります（拍手）、而も斯くの如き情況にあるに拘はりませず、今回此の船員法の改正が行はれむとするのでありますて、此の船員法の改正其のものに私は決して反対する譯ではありません、併しながら此の船員法改正の結果、船員に對する労働條件の改善に關して生じます幾多の負擔が悉く此の疲弊困憊せる海運産業の上に掛つて來るのであります、労働基準法に依りますれば、使用者は労働者に對して賃金を支拂ふ義務を負ふのですが、それに対する比致しまして船員法に依りますると、船舶所有者は船員に對して給料を支拂ふ外、食糧を支給し、又船内に於て醫藥品を備へる義務迄も負ふのであります、此の一事を以つても、海運

産業と云ふものが、一般的の陸上産業に比べて如何に異なるものであるかと云ふことが分ると思ふのであります、斯様な情勢の下に於きまして、此の船員法改正が行はれます場合には、之を裏付けるべき海運産業の保護育成と云ふことが、同時に當然考へられなければならぬ事柄であり、又しかするにあらずんば、此の船員法改正の趣旨、目的其のものすらも完全には達し得ないことになるのではないかと思ふのでありまするが、此の海運産業の保護育成に付て、政府に於て如何なる方針と用意を有して居られますか、之を第二に御尋ね申上げたいのであります、最後に只今主務大臣の御説明の中にも觸れられました國際海上労働條約に關する事柄であります、是は只今の御説明の通りであります、唯一點伺つて置きたいことは、此の國際労働條約に依つて、規定せられました労働條件の基準に對して、今回の船員法改正案に定められて居りまする基準が、著しく上廻つて居ると云ふことであります、其の一例を挙げまするならば、一年間勤続居るのに對しまして、本法案に於ては二十五日と相成つて居るのであります、是は單なる一例でありまするが、先刻來申上げましたやうな海運産業の現狀に於て、今直ちに國際労働條約規定よりも飛躍的に高度なる基準

を、法律を以て定めることの必要あります。御質疑に對して御答辯申上げます、先づ此の船員法の労働關係に關する主務官廳が、労働基準法と違つて海事官廳と云ふことに相成つて居りますのは、御説の通り、總て海事行政官廳を指すものであります、其の點陸上勞働本趣旨でありまする海上勞働大衆に與する其の利益と、果して一致する結果に最終的になり得るや否や、そこ迄考へさせられる問題であります、私見を以て致しますならば、法律を以て定めることは、絶対必要な最小限度に止め、即ち此の場合に於きましては、國際海上労働條約の基準其の儘に法律を以て定め、それに依つて船員労働の母體である海運產業其のものの存立を先づ保障し、而して其の海運產業が將來復活するに伴ひまして、労働組合の活用に依つて、船主と労働者との間の協議に依り、又經濟的考慮に依つて可能な限りに労働條件の改善に向つて進んで行くと云ふ方針に出ることが、寧ろ堅實ではないかと存ずるのでありまするが、此の點に付ての政府の御考を承りたい次第であります、以上三點に付きまして主務大臣の御答を御願ひ致します（拍手）

が海運産業に悪影響を與へないやうに、此の海運産業の保護育成と云ふことを願ひます、それから今回の船舶承認を頼ります。これが、産業再建の國後興の重要ななる條件であると云ふ御説は、誠に御尤でございまして、深く傾聽致した次第でございます。私共も其の點には最も注意と努力を注いで居る次第でございまして、海運産業の復興なくして國後興は期し難い、出来るならば昔のやうな世界に雄飛した海運産業を再び復興せしめたいと云ふ意圖の下に、微力ではございますが、努力を傾倒致して居る次第でござります。甘利の具體の方策如何と云ふ御尋でございますが、今回何れ當院に提出致しまする船舶公團法等も、其の一つの具體的の現はれでございます、尙私共は運業と云ふものは戦時中のやうな統制の姿、或は戦後引續き聯合軍の管理下にある爲に、船舶運營會等が統制を實施致して居りますが、是は本來のるべき姿ではないと云ふ風に感じて居ります、御説の如く民營體制、自營體制に展すべきものと云ふ風に確信致しまして、其の方向に向つて微力を盡して努力致して、一日も早く本來の姿に歸りますから、左様御了承願ひます、是が具体的の方策の第二でございます、それから更に運賃等も現在の諸物價の状況

に照しまして、均衡が取れて居ない、従つて商業だけは獨り戦時中非常に犠牲を忍んだのみならず、戦後に於ても打撃が繼續されて居ると云ふ状況でござりますから、此の點に付ても能を考慮致したい、斯う存じて居る次第であります。左様御了承願ひます、唯御説に依りまして、海上労働保護の強化とか、或は勤労條件の格段なる改善依りまして、海上海運産業に影響を來さないやうに、此の點は我々も私的注意致す積りでございます。左様御承願ひます、尙それに伴ひまして第二點の御質疑の、國際労働條約の基準よりも上廻つた労働保護を與へて居る、斯う云ふことでは海運産業の復興もござなが容易ではないと云ふ御説は誠に御尤に拜聽致しました、私共も其の附注は從來から留意を怠らなかつたのでございまして、本法案を改正法律案を生じるに當りましても、勞資兩方面の意見を虚心坦懐に拜聽致し、又研究も致した次第でござります、御説の如く確に國際労働條約の規定した基準より上廻つては居りますが、併し今回議會に提出致しました労働基準法との均衡等に於きましては、一週の労働時間が労働基準法に比べますと相當時間多くが労働基準法に比べますと相當時間多くが労働の特殊性に鑑みまして、郵關を離れて、家庭を離れて、一年も連續して労

務したと云ふ者に對しまして、十五日の休暇を與へて、さうして其の間家庭生活を持たせると云ふことより海上労働效率を擧げる所以ではないか、斯う云ふ風に考へた爲に、多少上廻つた労働基準を設けた次第でござりますが、斯かる労働保護を與へることに依りまして、一生懸命、勞資協調、一體となつて働いて海上労働效率を擧げると云ふことに依つて、海運産業の復興は又期し得ると云ふ信念もあり、斯う云ふ風な規定を設けた次第でございます、何卒宜しく御了承願ひます、尙最近の傾向として申上げますが、海上労働運動界は非常に、私共と致しましては穩健中正の線に歸りつゝある、斯ら云ふ點で私共深く喜んで居る次第でござりますが、尙皆様の御協力を得て、海上労働運動と言はず、日本全體の労働運動を、穩健中正の線へ歸らせんやうに、反省を促すやうに、極力努力して参りたいと存じて居ります、左様御了承願ひます。

ませぬ、已むを得ず私は起つた次第でありまするから、どうか諸君の御許しを得たい、私は此の法案に對して更に政府の所見を質すと同時に、諸君の公正なる御判断を得たいと存するものであります、御承知の通り、此の法案は社會立法として船員を保護することは當然であります、併しながら一面に於て勞資協調の精神に基いて我が國の海運の再建を圖る、此の方針に基いて立案せねばならぬことは言ふ迄もないことであります、又先程運輸大臣は、新憲法に基いて労働基準法の附則として此の法案を提出しだと云ふ御説明でありまするが、勿論新憲法に於きましては總ての國民に對して勤労の自由、從つて義務の責任、是は當然であります、權利を主張すると同時に義務を負ふと云ふことは言ふ迄もないことであります、又マツカーサー元帥は本年の初頭に於て、完全なる自覺心のない者は住民權を主張する權利はないと言ふことを仰しやつて居るのであります、私は此の法案の内容を検討して見ますると、只今田島議員から指摘されましたる通り、船員の保護と云ふことに付きましては程度問題であります、例へば今日は世界に於ける所の船員の國際労働條約は、一年を通じて高等船員が十二日、普通海員が九日とすると、一年を通じて高等船員に對して二十五日、普通船員に對して九日と

云ふことが規定されて居る、更に又三箇月を増すに五日を加へると云ふことが書いてあるのであります、御承知の通り、船舶は常に海上を運航して居ることでありますから、一年に一回定期検査があります、定期検査の際に於ては一箇月位は殆ど休暇があるのであります、私は現在の我が國の海運は殆ど全滅同様の状態に置かれて居ることでありますから、此の再建と云ふことに付ては、經營者に於きましても、船員に於きましても、非常なる所の決心と、非常なる所の努力を拂はなければ再建は出来ませぬ、然るに此の法案に對して、只今運輸大臣は臨時船員法令審議會に於て、三回之を審議した、更に又公聽會に於て之を審議したと云ふことを述べられましたけれども、眞相はさうではありませぬ、此の審議會に於ても、或は公聽會に於きまして、經營者側は、若し此の法案が其の儘實行されまつたならば、我が國の海運は全滅に瀕する、恐らくは勞資共倒れになるだらうと云ふことを盛に力説を致したのであります、然るに此の委員會に出席した所の貴衆兩院議員、其の他の人々は碌に出やしない、其の結果勞働攻勢に追ひまさられて此の案が出されましたのであります、經營者側は決して賛成はして居りませぬ、勞資共倒れになると云ふことを其の當時力説したのであります、又更に此の法案が衆議院の委員會に付された其の際に於ける所の

狀態がどうであるか、委員が十八名でそれが三人か四人位しか出て居らない、甚だしきは一人位より出やしない、最後に此の案に附帶決議を附して、衆議院が可決して本院に迴つたのであります、果して此の重大なる法案、船員法と云へば、諸君は大した案ぢやないと御考になつて居るかも知らぬが、我が海運國と致しまして、將來重大なる所の利害關係のありまする此の船員法に對し、衆議院の審議が一體如何なる狀態であるか、果て是が審議を盡されたものと御考になつて居りますか、私は労働基準法、是は恐らくは本院も通過するでありますから、此の労働基準法が我が國の産業に如何なる影響があるか、如何なる所の國情に合ふか、此の適用の經過を見て、更に再審議を致しまして、次の議會に出しても決して私は遅くはないと思ふのであります、此の故に於て、私は此の法案を今回は撤回することを政府に勧告する、政府は撤回する意思ありや否や、此の點を先づ第一に伺ひたい、更に私は海運の再建に付きまして、現在の我が國の海運は如何なる狀態にあるかと云ふことを申述へる必要があると思ふのであります、御承知の通り、戰前に於きましては、我が國は六百萬トーンの船を持つて居つた、世界到る處に於きましたも、寄與する所大なるも

のがあつたのであります、恐らくは世界各國に於きましても、我が國海運の發展に付ては、是は認めて居つたのであります、然るに戦争の結果、此の六百萬トン、更に又戰時中に三百萬トンの船が出來た、併せて九百萬トンの船が駆逐の爲に殆んど其の大半は喪失したのであります、現在に於ては百二三十萬トンでありますするけれども、其の七割は粗製濾造、所謂戰時標準型でありまして、能率は悪い、船足は遅い、船も粗末だ、殆んど七割は粗製濾造の船であります、現在食糧或は石炭輸送に從事して居る船が一體幾らあるか、四十五萬トン前後であります、此の船で現在石炭が所謂基礎産業である、重要産業であるからして、どうしても之を据らなければならぬと云ふので、政府が非常な努力を拂つておいでになる、處が、此の石炭が山から掘出されても、工場に運ぶ所の、無論汽車を利用するだらうけれども、船がなくて一體どうする、此の船で運ぶと云ふことに付きまして、恐らくは經營者に於ても、或は勞働者、船員の諸君に於きましても、所謂協力一致非常なる所の努力を以て、或場合に於ては其の時の狀態に於て所謂臨機應變、夜荷役迄しなければならぬと云ふ現状であります、我が國の現在は決して平時ではあります、然るに戰争の結果、此の非常時を乗り切ると云ふことに付きましては、國民が協力一致して進まなければ

ば決して再建は出来ませぬ、尙又考ふべきことは、此の船員法が實施されましたが結果、非常に船費が膨大になる、船の大小にも依りまするけれども、二割から三割位増す、此の増すのが一體どうし増すか、船の能率が低下するから、増すのである、總てが増大をして船員諸君の懷に入るのではないのであります、船の運行が所謂低下をするから、是だけ費用が増す、之を一體誰が負擔するか、運賃を値上する云ふことになりましたならば物事に影響する、運賃を其の儘で置くと云ふことになつたならば、現在の運營會が之を負担はなればならぬ、運營會に對しては、御承知の通り、國家が補助を與へて居る、國家が現在に於て、十二億圓の補助を與へて居るのであります、二十二年度の預算にも運營會の費用が十二億圓計上されて居る、であるから政府が是等を算に入れて居る、詰り此の増した所の費用は、國家が之を負擔するだけの計算に一體入れて居るのかどうか、之を伺ひたい、更に海運界の耳達、此の點に付て運輸大臣は色々御説になりまして、政府も色々此の點に付ては相當な計算をも樹てて居られるでありますよ、之を一體どうするのか、殆ど全滅に近い、私が先程申上げまする通り、現在貨物船の運行して居るのは四十五萬トンでせう、是は御承知の通り、現在戰闘する、船相公團、是は最近に法案が出る

標準型の船を整理するものである、更に又新しく船を造る、一體是に幾ら掛かる、ボーレー案に依りましても、二十一年度に於ては十五萬トン位許すやうな説が出て居つた、現在船一トン造るに付ては二萬圓から三萬圓掛かりますよ、戰時中ですらも一トン四五百圓前後で出来た船が、現在に於ては「二萬圓から三萬圓掛かる、船を再建すると云つて、一體今日迄幾ら船が出来た、若し出来て居るならば茲で明かに示して貰ひたい」であるから先づ第一に、我が國の海運業の再建を圖ると云ふことに付ては、船の計畫を機てべきものである、零れ物があつて、船があつて初めて船員が乗る、此の計畫も樹てずして、船員法ばかり先にかけると云ふことは不思議である、要するに私は今日の時代に於きまして、出来るだけ勞働者、船員の保護をすると云ふことは是に當然であります、私は決して之に對して反対するものではありません、所謂社会協調に基いて、お互に能く理解し合つて初めて效果が擧るのであります、どうか此の點に付て政府は最善の注意を拂つて、若し現在の船員法が行過ぎて居り、國際労働條約で以て、我が國の再建が出来ないと云ふ考であるならば、今回は此の法案を撤回して貰ひたい、是は私の希望であります、更に又運營會の問題、御承知の通り、現在運營會が總ての船を支配して居る、處が所謂統制團體、損益に關係のない所

の統制團體が抜つて居るのでありますから、従つて民間の經營とは違ひまして思ふやうに行かない、赤字が段々増す、物價を暴騰、どうも自むを得ざる結果でありますけれども、之に對して政府の當局は屢々之を民營に移したいと云ふやうなことは仰しやつて居る、一體之に對して民營と云ふことに付て政府の熱が足りないのか、或は又關係筋の御了解を得ることに付て困難であるのか、未だに解決をしないのであります、御承知の通り、此の運營會の存續と云ふことに付ては、本年度三月三十日迄暫定的になつて居るのであります、御承知の通り、此の管理の適用はどうなつて居るのでありますか、此の後は一過性の御示を願ひたい、そこで私は政府の意見を聽きたいことは、御承知の通り、今御話した通り十二億圓の赤字がある、其所へ持つて來て先般海員組合に於きまして爭議が起つた、争議が起つて所謂賃金俸給は十七億圓の要求をしたのであります、運營會と色々抗衝したが總らずして、此の問題が勞調委員會に付されたのであります、勞調委員會に於きましては、之を十一億圓の査定をした、まあ海員組合が之に同意するか、或は同意したかも知りませぬが、兎に角十一億圓に査定した調停案が出來た、處が現在新員に對する所の俸給は五億圓、さうすると

六億圓増さなければならぬ、六億圓の負擔になるのであります。如何に大藏大臣が現在はインフレぢやない、物價は其の中安定すると云ふことと云ふことに付ては所謂是が政府の負擔になる、政府の負擔は要するに力を説されけれども、御承知を盛に力説されるけれども、御承知の通り、段々段々と物價が高くなり、或は第二第三の問題が必ず起るかも知れない、さう云ふ情勢であります。現在勞調委が權威を以て、權威ある調停でありますから、恐らくは政府も之に服さなければならぬと思ふ、其の場合に於て今申上げましたる所の船員の給料が六億圓、是が政府の支出になる、政府が果して之を出すだけの勇氣があるかどうか、大藏大臣盛に健全財政を唱へて居られるが、其の次ぎ次ぎと斯う云ふ追加豫算が出るのであります、要するに私は政府に希望致しますのは、労働者保護も結構だ、勞働者の幸福を圖ると云ふことに付ては勿論のこととありますけれども、所謂勞資協調、船員と船主との間に能く協調して、御互に納得し合つた其の上で法案を出すべきものと考へますが故に、只今申上げました通り、一先づ此の法案の撤回を要求したのでありまするが、政府の所見は如何(拍手)

とか、其の他一般労働條件に關する其準は法律を以て定める、而も新憲法が施行される前に此の法案を、労働基準法と平仄を合せて出す方が宜しいと云ふ。既に相成りましたして、説明の時にも申上げました通り、各方面で審議會を開きまつたり、小委員會を開きまつたり、公聽會を開きまつたり、其の數も審議會、總會は三回でござりますが、小委員會等は十七回の多數に及んで居ります、又公聽會も各方面で十回開いて居ります、種々意見はございましたが、結論と致しまして、政府は此の程度の労働保護を海上労働者に與へることが適當である、斯う云ふ結論を得まして斯かる法案を提案致した次第でございます、尙戦谷さんも御承知と存じますが、船員運營會等では現在此の程度の労働保護を現に與へつゝあるのでござります、其の點は特に海運界の先輩である板谷さんが能く御承知の有した者に對しましては二十日の有給休暇を與へて居りますから、此の點も特に御承知ではござりますけれども申し上げる次第でございます、要するに日本海運労働は、陸上労働でもさうでございますが、一般にチープ・レーバー、或はソシアル・ダンピング等の譏評を受け居るのであります、我々としては、海運界を再び昔日の姿ましましては、海運界を再び昔日の姿

に戻したい、其の爲には世界各國に比較致しまして、少しも恥くない勞動基準に依つて堂々と海運界に雄飛致したい、斯う存ずる次第でございます、其の點どうぞ御了承を願ひたいと存じます、從つて此の法案は是非御協賛を願ひたいと熟願致す次第でございます、から、宜しく御許ひ致します、それから第二の今船船界、海運界は非常に、戦時中以來打撃と犠牲を受けた、今日百三三十萬トンの少數にもなつて、而も其の素質は非常に低下して居る、戦時に於ける船舶界の皆様の受けられた犠牲、或は打撃に對しましては、私平素衷心より敬意と謝意を表して居る次第でござります、然る處、戦後に於きましても引續き聯合軍に置かれて居りまして、それが戦後も引き残存して居ると云ふのは、御承知の通り、百トン以上の船は駐軍の管理下に置かれて居りまして、其の實施事務を果す爲の運營會でございまして、謂はば暫定的措置としての運營會でございます、此の管理が繼續する間は斯かる運營會形態が已むを得ざる形態として存續すると云ふこともあり得る、斯くて早く昔のやうな姿にへしたい、是が海運界復興の先行條件であると云ふから、其の點どうぞ惡しからず御了承願ひたいと存じます、何と申しまして、風にすら考へて居る次第でござります、斯う云ふ情念に燃えて居りますから、左様御了承願ひます、唯今日でも相當の段階の補給がなくてはならない、御説も、質問を打切ります

- 子爵秋田重季君 賛成
- 議長(公爵徳川家正君) 戸澤子爵の動議に御異議ございません
- 議長(公爵徳川家正君) 御異議ないと認めます、特別委員の氏名を朗讀致します
- 〔宮坂書記官朗讀〕
- 船員法を改正する法律案特別委員
 佐藤廣輔 恵隆君 利建君
 佐藤後藏 恵隆前田
 伊藤伊藤 一郎君 子爵實吉 純郎君
 子爵七條 光明君 村上 恒一君
 渡部 信君 霜山 精一君
 板谷 順助君 田島 正雄君
 山地士佐太郎君 木下謙次郎君
 黒澤富次郎君 重宗 雄三君
- 議長(公爵徳川家正君) 日程第三、
 帝國鉄道会計法を改正する法律案、日程第四、通商事業特別会計法を改正する法律案、政府提出、衆議院送付、第一讀會、是等の附案を一括して議題と存じます。
- 板谷順助君 不滿でありますけれども、質問を打切ります

- 子爵秋田重季君 賛成
- 議長(公爵徳川家正君) 御異議ないと認めます、北村大藏政務次官
- 帝國鉄道会計法を改正する法律案右の政府提出案は本院において可決した、因つて議院法第五十四條により送付する
- 昭和二十二年三月二十二日
 貴族院議長公爵徳川家正殿
 衆議院議長山崎猛

- 議長(公爵徳川家正君) 御異議ないと認めます、特別委員の氏名を朗讀致します
- 〔宮坂書記官朗讀〕
- 船員法を改正する法律案特別委員
 佐藤廣輔 恵隆君 利建君
 佐藤後藏 恵隆前田
 伊藤伊藤 一郎君 子爵實吉 純郎君
 子爵七條 光明君 村上 恒一君
 渡部 信君 霜山 精一君
 板谷 順助君 田島 正雄君
 山地士佐太郎君 木下謙次郎君
 黒澤富次郎君 重宗 雄三君
- 議長(公爵徳川家正君) 日程第三、
 帝國鉄道会計法を改正する法律案、日程第四、通商事業特別会計法を改正する法律案、政府提出、衆議院送付、第一讀會、是等の附案を一括して議題と存じます。
- 板谷順助君 不満でありますけれども、質問を打切ります

- 議長(公爵徳川家正君) 日程第三、
 帝國鉄道会計法を改正する法律案特別委員の數を十九名とし、委員の指名を議長に一任するの動議を提出致しますが、是も御尤な御旨でございます、將來若し各種の方策を講じまして、尙且相當の赤字が出ると云ふやうなことがあります時には、國庫が之を顧みないと云ふ譯には參らぬ、斯う存じて居る次第でございますが、是も御承知のこととございますが、是も御承知の通り、戦時に船船が國家の管理下に置かれて、其の實施機關としての船船運營會でござります、それが戦後も引き残存して居ると云ふのは、御承知の通り、百トン以上の船は駐軍の管理下に置かれて居ります、其の實施事務を果す爲の運營會でございまして、謂はば暫定的措置としての運營會でございます、此の管理が繼續する間は斯かる運營會形態が已むを得ざる形態として存續すると云ふこともあり得る、斯かる云ふ風に御承知願ひたいと思ひます、それから先般の海上労働者の賃金値上でございますが、是は御承知の通り官吏一般が二倍以上つて居ります、其の二倍と云ふやうな所へ均衡の取れりに平仄を合せると云ふやうなことでございまして、左様御了承願ひたいと存じます。

- 議長(公爵徳川家正君) 日程第三、
 帝國鉄道会計法を改正する法律案、日程第四、通商事業特別会計法を改正する法律案、政府提出、衆議院送付、第一讀會、是等の附案を一括して議題と存じます。
- 議長(公爵徳川家正君) 御異議なしと呼ぶ者あり

第四條 この会計においては、國有鉄道事業の經營成績及び財政状態を明瞭にするため、財産の増減及び異動を、その発生の事実に基づいて計理する。

第五條 この会計において建設改良費、用品保有額の増加に要する経費及び出資拂込金を支弁するため必要があるときは、公債を発行し、又は借入金をなすことができること。

この会計において業務の運営に要する経費の財源に不足があるときは、借入金をなすことができる。

前二項の規定による公債及び借入金の限度額については、予算を以て國会の議決を経なければならぬ。

第六條 この会計において支拂上現金に不足があるときは、一時借入金をなし、又は融通証券を発行することができる。

前項の規定による一時借入金及び融通証券の限度額については、予算を以て、國会の議決を経なければならない。

第一項の規定による一時借入金及び融通証券は、當該年度内にこれ償還しなければならない。但し、歳入減少のためこれを償還することができないときは、その償還することのできない金額を限

べきである。

前項の資本は、これを自己資本及び借入資本の二種とし、自己資本は、これを固有資本と積立金とし、これを償還しなければならない。但し、歳入減少のためこれを償還することができないときは、その償還することのできない金額を限

り、一時借入金又は融通証券の借換をなすことができる。

前項但書の規定により借換をなした一時借入金又は融通証券は、一年内にこれを償還しなければならない。

第七條 前二條に規定する公債、借入金、一時借入金及び融通証券の起債、償還等に関する事務は、大臣がこれを行ふ。

第八條 左の國債は、この会計の負担に、担とする。

一 従前の帝國鐵道会計の負担に

属する公債又は借入金

二 第五條又は第六條の規定による公債、借入金、一時借入金又

は融通証券

三 鉄道、軌道、旅客自動車運輸事業又は事業区間を定める貨物自動車運送事業の買収又は補償のため発行した公債又は國の負担に帰した債務

四 前三号に規定する公債、借入金、一時借入金又は融通証券の借換のため起債した公債、借入金、一時借入金又は融通証券

前項に規定する公債、借入金、年以内に償還する一時借入金及び融通証券の償還金を除いて、毎会

計に繰り入れなければならない。

但し、第五條第二項の規定による

借入金の借入又は第六條第三項但書の規定による一時借入金若しくは融通証券の借換を必要とする場合には、公債及び借入金の償還金に限り、これを繰り入れない。

第九條 運輸大臣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出予算実施計画書及び國庫債務負担行為要書を作製して、これを大藏大臣に送付しなければならない。

前項の歳入歳出予算実施計画書及び國庫債務負担行為要書を作製して、これを大藏大臣に送付しなければならない。

前項の歳入歳出予算実施計画書には、資産勘定、負債勘定、損益勘定、工事勘定その他の中間勘定の区分を設けるものとする。

第十條 この会計の歳入歳出予算是、歳入の性質及び歳出の目的に従つて、これを款及び項に区分する。

第十一条 内閣は、毎会計年度、この会計の予算を作成し、一般会計の予算とともに、これを國会に提出しなければならない。

前項の予算には、左の書類を添付しなければならない。

一 歳入歳出予算実施計画書及び

國庫債務負担行為要求書

二 前前年度の損益計算書、貸借対照表及び財産目録

三 前年度及び当該年度の予定損益計算書及び予定貸借対照表

四 國庫債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年

度までの支出額及び支出額の見込、当該年度以降の支出予定額

並びに数会計年度にわたる事業に伴うものについてはその全体の計画その他事業等の進行状況の調書

第十二條 この会計においては、業務取扱数量の増加その他避け難い事由に因り生じた歳出予算の不足を補うため、歳出予算に予備費を設けることができる。

前項の規定による予備費のうち、業務の運営に要する経費に充てるものについては、政令の定めるところにより、財政法第三十五條第三項及び第三項の規定にかかわらず、運輸大臣が、これを使用し、その事由及び金額を大藏大臣及び会計検査院に通知するものとする。

第十三條 この会計においては、建設改良費の財源の不足を補うため、調整資金を保有することができる。

前項の調整資金は、予算の定めによることにより、剩余金を以てこられに充てる。

第一項の調整資金は、予算の定めによることにより、これを使用しなければならない。

第十四條 この会計において執行する歳入歳出予算の区分は、財政法

第三十一條第二項の規定にかかる

らず、第十一條第二項第一号に規定する歳入歳出予算実施計画書の区分によるものとする。

第十五條 この会計の支拂計画は左の二種とする。

一小切手を振り出し、又は國庫金振替書を発行するもの

二 第十六條の規定により鉄道官署の出納官吏をして支拂をなさしめるもの

三 第十六條の規定により鉄道官署の出納官吏をして支拂をなさしめるもの

四 國庫債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年

度までの支出額及び支出額の見込、当該年度以降の支出予定額

並びに数会計年度にわたる事業に伴うものについてはその全体の計画その他事業等の進行状況の調書

第十六條 この会計の支出官は、歳出金を支出するため、小切手を振り出し、又は國庫金振替書を発行する外、政令の定めるところにより、鐵道官署の出納官吏に対し支拂命令を発することができる。

運輸大臣は、必要があると認めるとときは、支出官の事務を分掌せしめるため、分任支出官を置くことができる。

支出官は、前條第一項第二号に規定する支拂計画の範囲内で、前項の分任支出官に金額の限度を示して、鐵道官署の出納官吏に対し、政令の定めるところにより、支拂命令を発せしめることができ。

前項の歳入歳出決算には、左の書類を添付しなければならない。

一 歳入歳出実績計算書

二 当該年度の損益計算書、貸借対照表、財産目録、資産價格増減表及び資本増減表

三 債務に関する計算書

藏大臣及び会計検査院に通知しなければならない。

第十七條 運輸大臣は、政令の定めるところにより、鐵道官署の出納官吏をして、この会計の歳出金をその保管に係る現金を以て、支拂官又は分任支出官の発する支拂命令により支拂わしめることができる。

第十八條 この会計において、決算上利益を生じたときは、これを積立金に組み入れ、損失を生じたときは、積立金を減額してこれを整理する。

第十九條 運輸大臣は、毎会計年度、第十一條第二項第一号に規定する歳入歳出予算実施計画書と同一の区分により、この会計の歳入歳出実績計算書を作製し、これを一般会計の歳入歳出決算とともに大藏大臣に送付しなければならない。

第二十条 内閣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出決算を作成し、一般会計の歳入歳出決算とともに、これを國会に提出しなければならない。

前項の歳入歳出決算には、左の書類を添付しなければならない。

一 歳入歳出実績計算書

二 当該年度の損益計算書、貸借対照表、財産目録、資産價格増減表及び資本増減表

三 債務に関する計算書

第三十一条 各の会計において、支拂義務の生じた歳出金で該年度内に支出済とならなかつたものに繰り越して使用することができる。

前項の規定による繰越は、財政法第四十三條の規定にかかわらず、大藏大臣の承認を経ることを要しない。

運輸大臣は、第一項の規定による繰越をなしたときは、大藏大臣及び会計検査院に通知しなければならない。

第三十二条 第十三條の規定による調整資金は、公債を以てこれを保有し、又は大藏省預金部に預け入れることができる。

この会計に余裕金があるときは、これを大藏省預金部に預け入れることができる。

第二十三条 國有鉄道事業の運営に妨げのない限り、この会計の負担

において、一般の委託により、陸運

製作し、修理し、若しくは調達し、又

は工事を施行することができる。

第二十四条 鉄道、軌道その他陸運、陸運の用に供する機械器具の製造(自動車の製造を除く。)、修理

その他の事業及び倉庫營業(臨港倉庫に係るものと除く。)に関する監督、助成及び統制に要する諸費用は、この会計の負担とする。

第二章 附 則

第三十五条 この法律は、昭和二十二年四月一日から、これを施行する。但し、附則第四條の規定は、公布の日から、これを施行する。

第二條 昭和二十一年勅令第百十一号、同年勅令第百八十号及び同年法律第五十五号により借り入れた從前の帝國鐵道会計負担の借入金及び昭和二十一年三月三十一日現在の支出未済額は、これを借入資本に編入する。

第三條 昭和二十二年三月三十一日現在における鉄道官署の出納官吏の保管に係る歳入歳出外現金及びその日本銀行の預託金並びに從前の帝國鐵道会計に属する物品で資本所屬以外のものは、これを資産に組み入れる。

第四條 従前の帝國鐵道会計の用品勘定においては、昭和二十一年度に限り、用品資金の額を超えて用品を保有することができる。

前項の規定による超過額は、これをして整理するものとする。

第五條 従前の帝國鐵道会計の昭和二十一年度歳出予算中同年度内に支拂義務を生じ同年度末までに支

出済とならないものについては、

これを昭和二十一年度予算に繰り越して使用することができる。

第六條 この会計において昭和二十一年三月三十日までに歳出金に繰替使用した現金の補填のためにする歳出の支出、これに伴う公債金及び借入金の收納した歳入金の

拂込は、これを昭和二十一年度分として整理するものとする。

前項の収納及び拂込は、昭和二十一年五月三十一日までに、これをすることができる。

第一項に規定する公債金及び借入金は、これを第八條第一項第一号に規定する公債及び借入金とみなす。

第七條 從前の帝國鐵道会計法第二條の規定は、昭和二十一年度の歳出の財源に充てるための公債の発行については、なおその効力を有する。

從前の帝國鐵道会計法第二条の規定による公債又は借入金を以て支弁する経費で附則第五條の規定により昭和二十一年度に繰越した場合においては、第五條の規定にかかるわらず、公債を発行し又は借入金をなすことができる。但し、昭和二十一年度において発行した公債及び借り入れた借入金の額と通じて同年度における公債又は借入金の予算額を超えてはならない。

第八條 前條の規定に基いて発行する公債及びこの法律施行の日以後の必要な事項は、政令でこれを定める。

昭和二十一年法律第五十五号に基づいてなす借入金は、これを第八條第一項第二号に規定する公債及び備費の使用並びに昭和二十一年度及び同二十二年度の決算に關しては、なお從前の例による。

第十條 この法律中「國會」、「内閣」及び「政令」とあるのは、日本國憲法施行の日までは、これをそれぞれ帝國議會、「政府」及び「勅令」と読み替えるものとする。

第十一條 昭和二十年法律第十九号を次のように改正する。

第二條中「帝國鐵道會計資本勘定」及び「帝國鐵道會計收益勘定」を「國有鐵道事業特別會計」に改める。

第十二條 昭和二十一年法律第五十

五号の一部を次のようにより改める。

第四項を削る。

第三條 通信事業特別會計法を改正する法律案

右の政府提出案は本院において可決した、因つて議院法第五十四條により送付する。

第三條 この会計においては、この会計に所属する資産の金額を以て資本とする。

前項の資本は、これを自己資本及び借入資本の二種とし、自己資本は、これを固有資本と積立金と減價償却引当金とに、借入資本は、これを公債及び借入金とその他の負債とに区分する。

第四條 この会計においては、通信事業の経営成績及び財政状態を明らかにするため、財産の増減及び

通信事業特別會計法を改正する法律案

第一條 通信事業を企業的に運営し、その健全な發達に資するため、特別會計を設置し、一般會計と分つて經理する。

この法律において通信事業とは、郵便、電信、電話、郵便貯蓄及び郵便貯金の事業、簡易生命保険及び郵便年金の取扱いに関する業務、年金及び恩給の支給その他の國務、年金及び恩給の支給その他の國庫金の受入拂渡に関する事務、收電氣試驗所において行う試驗及び研究並びにこれらの附帶業務をいう。

第二條 この会計は、通信大臣が、法令の定めるところに従い、これを管理する。

第三條 この会計においては、この

会計に所属する資産の金額を以て資本とする。

前項の資本は、これを自己資本及び借入資本の二種とし、自己資本は、これを固有資本と積立金と減價償却引当金とに、借入資本は、これを公債及び借入金とその他の負債とに区分する。

第四條 この会計においては、通信事業の経営成績及び財政状態を明

昭和二十二年三月二十二日
衆議院議長 山崎 猛

貴族院議長公爵徳川家正殿

異動を、その発生の事実に基いて

計理する。

第五條 この会計において事業改備

費、用品保有額の増加に要する経

費及び出資拠込金を支弁するため

必要があるときは、公債を発行

し、又は借入金をなすことができる。

この会計において、業務の運営

に要する経費の財源に不足がある

ときは、借入金をなすことができる。

前二項の規定による公債及び借

入金の限度額については、予算を

らしない。

第六條 この会計において、支拂上

現金に不足があるときは、一時借

入金をなし、又は融通証券を発行

することができる。

前項の規定による一時借入金及

び融通証券の限度額については、

予算を以て、國会の議決を経なければ

ならない。

第一項の規定による一時借入金及

び融通証券、當該年度内にこ

れを償還しなければならない。但

し、歳入減少のためこれを償還す

ることができないときは、その償

還することのできない金額を限

り、「一時借入金又は融通証券の借

換をなすことを定める。

前項但書の規定により借換をな

した一時借入金又は融通証券は、

一年内にこれを償還しなければな

らない。

第七條 前二條に規定する公債、借

入金、一時借入金及び融通証券の

起債、償還等に関する事務は、大

藏大臣が、これを行ふ。

第八條 左の國債は、この会計の負

担とする。

一 従前の通信事業特別会計の負

担に属する公債又は借入金

二 第五條又は第六條の規定によ

る公債、借入金、一時借入金又

は融通証券

三 前二号に規定する公債、借入

金、一時借入金又は融通証券の

借換のため起債した公債、借入

金、一時借入金又は融通証券

前項に規定する公債、借入金、一

時借入金又は融通証券の償還金及

び利息並びに発行及び償還に関する

諸費の支出に必要な金額は、年

度内に償還する一時借入金及び融

通証券の償還金を除いて、毎会計

年度、これを國債整理基金特別会

計に繰り入れなければならない。

但し、第五條第二項の規定による

借入金の借入又は第六條第三項但

書の規定による一時借入金若くは

融通証券の借換を必要とする場合

には、公債及び借入金の償還金に

限り、これを持り入れない。

第九條 通信大臣は、毎会計年度、

この会計の歳入歳出予算実施計画

書及び國庫債務負担行為要求書を

作製して、これを大藏大臣に送付

しなければならない。

前項の歳入歳出予算実施計画

には、損益勘定、建設勘定、用品

勘定その他の勘定の区分を設

けるものとする。

第十條 この会計の歳入歳出予算

は、歳入の性質及び歳出の目的に

従つて、これを款及び項に区分す

る。

第十一條 内閣は、毎会計年度、

この会計の予算を作成し、一般会計

の予算とともに、これを國会に提出

しなければならない。

前項の予算には、左の書類を添

付しなければならない。

一 歳入歳出予算実施計画書及び

國庫債務負担行為要求書

三 前前年度の損益計算書、貸借

対照表及び財産目録

四 前年度及び当該年度の予定損

益計算書及び予定貸借対照表

五 國庫債務負担行為で翌年度以

降にわたるものについての前年

度までの支出額及び支出額の見

込、当該年度以降の支出予定額

並びに会計年度にわたる事業

の計画その他事業等の進行状況

第十二條 この会計においては、業

務取扱数量の増加その他避け難い

事由に因り生じた歳出予算の不足

を補うため、歳出予算に予備費を

設けることができる。

前項の規定による予備費のうち、業務の運営に要する経費に充

てあるものとすると、

第十條 この会計の歳入歳出予算

は、歳入の性質及び歳出の目的に

従つて、これを款及び項に区分す

る。

第十三條 この会計においては、事業

設備費の財源の不足を補うため、

調整資金を保有することができる。

前項の調整資金は、予算の定め

するところにより、剩余金を以てこ

れに充てる。

第一項の調整資金は、予算の定

めるところにより、これを使用し

なければならない。

第一項の調整資金は、予算の定

めるところにより、これを使用し

なければならない。

第十四條 この会計において執行す

る歳入歳出予算の区分は、財政法

第三十一條第二項第一号に規

定する歳入歳出予算実施計画書の

区分によるものとする。

第十五條 この会計の支拂計画は、

一 小切手を振り出し、又は國庫

第十六條 第十六條の規定により通信官署の出納官吏をして支拂をなさしめるもの

は、これを日本銀行に通知することを要しない。

前項第二号に規定する支拂計画

は、これを日本銀行に通知することを要しない。

前項の規定による支拂計画

は、これを日本銀行に通知することを要しない。

その月中に前項の規定により支拂われた金額が、その月初における出納官吏の保管に係る歳入金額とその月中に出納官吏の受け入れた歳入金額との合計額を超過したときは、通信大臣は、政令の定めるところにより、翌月末までに、その超過額に相当する金額を出納官吏に交付しなければならない。

第十八条 この会計において、決算上利益を生じたときは、これを積立金に組み入れ、損失を生じたときは、積立金を減額してこれを整理する。

第十九條 通信大臣は、毎会計年度、第十一條第二項第一号に規定する歳入歳出予算実施計画書と同一の区分により、この会計の歳入歳出実績計算書を作製し、これを大藏大臣に送付しなければならない。

第二十條 内閣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出決算を作成し、一般会計の歳入歳出決算とともに、これを國会に提出しなければならない。

前項の歳入歳出決算には、左の書類を添付しなければならない。

二 当該年度の損益計算書、貸借対照表、財産目録、資産價格増減表及び資本増減表

三 債務に関する計算書

拂われた金額が、その月初における出納官吏の保管に係る歳入金額とその月中に出納官吏の受け入れた歳入金額との合計額を超過したときは、通信大臣は、政令の定めるところにより、翌月末までに、その超過額に相当する金額を出納官吏に交付しなければならない。

第十八条 この会計において、決算上利益を生じたときは、これを積立金に組み入れ、損失を生じたときは、積立金を減額してこれを整理する。

第十九條 通信大臣は、毎会計年度、第十一條第二項第一号に規定する歳入歳出予算実施計画書と同一の区分により、この会計の歳入歳出実績計算書を作製し、これを大藏大臣に送付しなければならない。

第二十條 内閣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出決算を作成し、一般会計の歳入歳出決算とともに、これを國会に提出しなければならない。

前項の歳入歳出決算には、左の書類を添付しなければならない。

二 当該年度の損益計算書、貸借対照表、財産目録、資産價格増減表及び資本増減表

三 債務に関する計算書

第二十一条 この会計において、支拂義務の生じた歳出金で、当該年度内に支出済とならなかつたものに係る歳出予算は、これを翌年度に繰り越して使用することができ

る。

前項の規定による繰越は、財政法第四十三條の規定にかかるわらず、大藏大臣の承認を経ることを要しない。

通信大臣は、第一項の規定による繰越をなしたときは、大藏大臣及び会計検査院に通知しなければならない。

第二十二条 第十三條の規定による調整資金は、これを公債を以て保有し、又は大藏省預金部に預け入れることができる。

この会計に余裕金があるときは、これを大藏省預金部に預け入れることができる。

第二十三条 収入印紙の賣さばき代金及び買戻代金は、これをこの会計の歳入及び歳出とし、その収入額から收入印紙の買戻代金を控除した金額に相当する金額は、これを一般会計に繰り入れるものとする。

第二十四条 通信事業の運営に妨げのない限り、この会計の負担において、一般の委託により、通信に関する機械、器具その他の物品を

製作し、修理し、若くは調達し、又は工事を施行することができ

る。

第六條 簡易生命保険及郵便年金特別会計法の一部を次のように改正する。

第五條第二項を削る。

附則

第一條 この法律は、昭和二十二年四月一日から、これを施行する。

第二條 昭和二十一年勅令第百一号、同年勅令第百八十九号及び同年

法律第五十五号により借り入れた通信事業特別会計負担の借入金及び昭和二十二年三月三十一日現在の支出未済額は、これを借入資本に編入する。

第三條 昭和二十二年三月三十一日現在における通信官署の出納官吏の保管に係る歳出外現金及びその日本銀行への預託金並びに從年制定の通信事業特別会計法に基きまして、それより經理致しまして居るの

でございますが、現行法に於きましても、資本の制度を設けまして、不十分ながらも複式簿記法に従ひまして計算整理致し、事業の損益計算並に財産及び資本の増減計算を行ひ、一應事業の財政状況を明かならしめる體制を整へて居るのでござります、併しながら其の損益の計算は現金の收支を中心とする對象と致しまして計算する制度と相成つて居ります關係上、未だ眞の損益を正確に把握し得る制度とは相成つて居ないのでございまして、事業會計としての經理と致しましては、遺憾ながら十分とは申し得ない状態にあるのでござります、事業會計に於きましては損益の計算を正確にし、經營成績及び財産

と読み替えるものとする。

第五條 この法律中「國會」、「内閣」と「政令」とあるのは、日本國憲法施行の日までは、これをそれぞ
れ帝國議会、「政府」及び「勅令」と読み替えるものとする。

とでございまして、之に基きまして事業の合理化、能率化も亦圖られる次第であると存じます、從ひまで今回現行制度を改善致しまして、兩事業に於ける財産の増減及び異動を其の發生の事

実に基きまして計理し、經營成績及び財政状態を明確ならしめることと致しましたのでござります、以上の理由に依りまして、兩法案を提出致しました次第でございます、何卒御審議の上速かに御協賛を與へられることを御願ひ申上げます。

〔政府委員北村德太郎君登壇〕

○政府委員北村德太郎君登壇】只今議題と相成りました、帝國鐵道会計法を改正する法律案及び通信事業特別会計法を改正する法律案及び通信事業特別会計法を改正する法律案付きまして、提案を要しない。

○子爵秋田重季君 賛成

○議長(公爵徳川家正君) 戸澤子爵の動議に御異議ございませぬか

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(公爵徳川家正君) 御異議ない

○議長(公爵徳川家正君) 日程第五、地方自治法案

右の政府提出案は本院において修正

議決した、因つて議院法第五十四條により送付する

昭和二十二年三月二十二日

衆議院議長 山崎 猛

貴族院議長公爵徳川家正殿

(小字及び
は衆議院修正)

地方自治法目次

第一編 総則

第二編 普通地方公共團體

第一章 通則

第二章 住民

第三章 條例及び規則

第四章 選挙

第一節 通則

第二節 選挙人名簿

第三節 投票

第四節 開票

第五節 選挙会

第六節 候補者及び當選人

第七節 特別選挙

第八節 爭訟

第九節 選挙運動及び罰則

第十節 の請求

第十一節 直接請求

第十二節 條例の制定及び監査

第十三節 解散及び解職の請求

第十四節 権限

第十五節 招集及び会期

第四節 議長及び副議長

第五節 委員会

第六節 会議

第七節 請願

第八節 議員の辞職及び資格

第九節 紀律

第十節 懲罰

第十一節 書記長及び書記

第七章 執行機関

第一節 普通地方公共團體の

第一款 地位

第二款 権限

第三款 補助機關

第四款 議会との関係

第五章 選挙管理委員会

第六章 監査委員会

第七章 財務

第一節 財産及び營造物

第二節 収入

第三節 支出

第四節 予算

第五節 出納及び決算

第六節 雜則

第七章 特別地方公共團體及び地

第一編 総則

第一章 特別地方公共團體

第一節 特別市

第二節 特別区

第三節 地方公共團體の組合

第四節 財産区

第五節 地方公共團體の協議会

第六節 地方自治法

第七節 地方自治法

第一編 総則

第二編 普通地方公共團體

第一章 通則

第二編 普通地方公共團體

第一條 地方公共團體は、その事務

及び市町村とする。

特別地方公共團體は、特別市、

特別区、地方公共團體の組合及び

財産区とする。

第二條 地方公共團體は、法人とす

る。

普通地方公共團體は、都道府縣

事務並びに從來法令により及び將

來法律又は政令により普通地方公

共團體に屬する事務を處理する。

特別地方公共團體は、この法律

の定めるところにより、その事務

共團體に屬する事務を處理する。

普通地方公共團體は、その公共

事務並びに從來法令により及び將

來法律又は政令により普通地方公

共團體に屬する事務を處理する。

特別地方公共團體は、この法律

の定めるところにより、その事務

共團體に屬する事務を處理する。

第四條 地方公共團體は、その事務所の位置を定め又はこれを変更しよろとするときは、條例でこれを定めなければならない。

都道府縣の境界にわたつて市町村の境界の変更をしようとするときは、関係普通地方公共團體の議定めなければならない。

都道府縣は、市町村を包括する。

前二項の場合において財産処分を必要とするときは、関係市町村が協議してこれを定める。

都道府縣の境界も、また、自ら変更する。所屬未定地を市町村の区域に編入したときも、また、同様とする。

前二項の場合において財産処分を必要とするときは、関係地方公共團體が協議してこれを定める。

その協議が調わないときは、関係地方公共團體の議会の意見を聽き、第一項及び第二項の場合においては都道府縣の議会の意見を聞き、第一項及び第二項の場合においては内務大臣がこれを定める。

前項の協議については、関係市町村の議会の議決を経なければならぬ。

町村を市とし又は市を町村としようとするときは、当該市町村の議会の議決を経なければならぬ。

共團體は、人口三万以上を有し、且つ、都市的形態を具えていなければならぬ。

町村を市とし又は市を町村としようとするときは、町村は、その議会の議決を経て、内務大臣がこれを定める。

村を町とし又は町を村としようとするときは、町村は、その議会の議決を経て、都道府縣知事の許可を受けなければならない。

市町村の境界に關する争論

の議決を経、内務大臣の許可を得てこれを定める。所屬未定地を市町村の区域に編入しようとすると

きも、また、同様とする。

都道府縣の境界にわたつて市町村の境界の変更をしようとするときも、関係普通地方公共團體の議定めなければならない。

都道府縣は、市町村を包括する。

前二項の場合において財産処分を必要とするときは、関係市町村が協議してこれを定める。

都道府縣の境界も、また、自ら変更する。所屬未定地を市町村の区域に編入したときも、また、同様とする。

前二項の場合において財産処分を必要とするときは、関係地方公共團體が協議してこれを定める。

その協議が調わないときは、関係地方公共團體の議会の意見を聽き、第一項及び第二項の場合においては内務大臣がこれを定める。

前項の協議については、関係市町村の議会の議決を経なければならぬ。

町村を市とし又は市を町村としようとするときは、当該市町村の議会の議決を経なければならぬ。

共團體は、人口三万以上を有し、且つ、都市的形態を具えていなければならぬ。

町村を市とし又は市を町村としようとするときは、町村は、その議会の議決を経て、内務大臣がこれを定める。

村を町とし又は町を村としようとするときは、町村は、その議会の議決を経て、都道府縣知事の許可を受けなければならない。

市町村の境界に關する争論

は、關係市町村は、裁判所にその確定の訴を提起することができる。

市町村の境界が判明しない場合において、その境界に關し争訟があるときは、都道府縣の裁判所に審理を求めることがないときには、關係市町村の議会の意見を聽き、都道府縣知事がこれ

を決定しなければならない。
前項の場合においては、政令で特別の定都道府縣の境界に、わたりて別二種の場合を除く外、非_並事件手續法の例による。都道府縣知事が協議してこれを裁定又は決定しなければならない。その協議が調わないときは、内務大臣がこれを裁定又は決定する。

前項の規定によると、市町の公共團體の住民は、この法律で定められたところにより、その属する普通地方法團體に參與する権利を有する。

第十一條 日本國民たる普通地方公共團體の住民は、この法律で定められたところにより、その属する普通地方法團體の選舉に參與する権利を有する。

第十二條 日本國民たる普通地方公共團體の住民は、この法律の定められたところにより、その属する普通地方法團體の條例又は規則の制定_{○又は改廢}を請求する権利を有する。

第十三條 日本國民たる普通地方公共團體の住民は、この法律の定められたところにより、その属する普通地方法團體の議員、長、副知事若しくは助役、出納長若しくは収入役、選舉管理委員又は監査委員の解職を請求する権利を有する。

第十四條 普通地方公共團體は、法律の範圍内において、その事務に關し、條例を制定することができ

第十五條 普通地方公共團體の長は、法律の範圍内において、その事務に關し、條例を制定する。

第十六條 條例及び規則は、一定の

第十七條 普通地方公共團體の議員の選舉権を有する者は、市町の議員及び長は、その被選舉権を有する者について選舉人が投票によりこれを_○する。

第十八條 日本國民たる年齢二十年以上の者で六箇月以來市町村の区域内に住所を有するものは、その

第十九條 普通地方公共團體の議員の選舉権を有する者は、都道府縣の議員の任期中

第二十條 禁治產者及び準禁治產者並びに徵役又は禁錮の刑に処せられその執行を終り又は

第二十一條 選舉管理委員、選舉管理委員会の書記、投票管理者、開票管理者及び選舉長並びに選舉事務に關係のある官吏及び吏員は、被選舉権を有しない。

第二十二條 都道府縣の議員の選舉権を有する市町村においては、第一項の規定にかかるわらず、普通地方

第二十三條 市町村の議員の選舉権を有する者は、各選舉区において、これを選舉する。

第二十四條 前項の選舉区は、郡市の区域に

第二十五條 普通地方公共團體の長は、各選舉区において、これを選舉する。

第二十六條 前項の規定による選舉権を有する者の区域に於ける選舉権の行使は、各選舉区の人口が著しく少いときは、條例で數区域を合せて一

第二十七條 前項の規定による選舉権を有する者の区域に於ける選舉権の行使は、あらたに第二項の区域の設定があつた場合において、從前その区域に於ける選舉権を設けることができる。

第二十八條 都道府縣の議員の任期中の議員及び長は、その被選舉権を有する者について選舉人が投票によりこれを_○する。

第二十九條 前項の規定による選舉権を有する者は、都道府縣の議員の任期中の議員及び長の選舉権を有する。

第十條 市町村の区域内に住所を有する者は、當該市町村及びこれを包括する都道府縣の住民とする。

住民は、この法律の定めるところにより、その属する普通地方公共團體の財産及び營造物を共用する権利を有し、その負担を分担する義務を負う。

第三章 住民

第十條 市町村の区域内に住所を有する者は、當該市町村及びこれを包括する都道府縣の住民とする。

住民は、この法律の定めるところにより、その属する普通地方公共團體の財産及び營造物を共用する権利を有し、その負担を分担する義務を負う。

第十一條 日本國民たる普通地方公共團體の住民は、この法律で定められたところにより、その属する普通地方法團體に參與する権利を有する。

第十二條 日本國民たる普通地方公共團體の住民は、この法律の定められたところにより、その属する普通地方法團體の選舉に參與する権利を有する。

第十三條 日本國民たる普通地方公共團體の住民は、この法律の定められたところにより、その属する普通地方法團體の條例又は規則の制定_{○又は改廢}を請求する権利を有する。

第十四條 普通地方公共團體は、法律の範圍内において、その事務に關し、條例を制定する。

法律又は政令により都道府縣に屬する國の事務に關する都道府縣の條例に違反した者に対しては、都道府縣の議員及び長の規定による住民の要件にかかるらず、議會の議決を経て、これにその議會の議員及び長の選舉権を與えることができる。

前項の規定により選舉権を與えられた者は、當該市町村を包括する都道府縣の議員及び長の選舉権を有する。

第二項の規定により住民を有する市町村以外の市町村において選舉権を與えられた者は、その住所に於ける選舉人の所属の選舉区は、その住所によりこれを定める。第十八條第二項の規定による選舉権を有する者で市町村の区域内に住所を有しないものについては、當該市町村の選舉管理委員会は、本人の申請により、その申請がないと

中から、本人の承諾を得て、投票立会人となるべき者一人を定め、選舉の期日前三日までに、投票管理者に届け出ることができる。但し、同一人を届け出ることを妨げない。

前項の規定により届出のあつた者（候補者が死亡し又は候補者たることを辞したときは、その届出に係る者を除く。以下これに同じ。）が十人を超えるときは、直ちにその者を以て投票立会人とし、十人を超えるときは、届出あつた者において投票立会人十人を互選しなければならない。

前項の規定による互選は、投票の数が同じであるときは、投票管理者がくじでこれを定める。

第二項の規定による互選は、選舉の期日の前日にこれを行ふ。投票立会人とする。得票の数が同じであるときは、投票を以て投票立会人とする。得票の者を以て投票立会人とする。得票の数が同じであるときは、投票管理者がくじでこれを定める。

第二項の規定による互選は、選舉の期日の前日にこれを行ふ。投票立会人とする。得票の数が同じであるときは、投票立会人は、その職を失う。

第二項の規定による投票立会人がある投票立会人は、その職を失う。

くべき時刻になつても三人に達しないとき若しくはその後三人に達しなくなつたときは、投票管理者は、その投票区における選挙人名簿に記載された者の中から三人に達するまでの投票立会人を選任し、直ちにこれを本人に通知し、投票に立ち会わしめなければならぬ。

投票立会人は、正当の理由がないと認めると、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会は、適宜にその投票の期日を定め、開票の期日までにその投票箱、投票録及び選挙人名簿又はその抄本を送致させることができる。

投票立会人は、正當の理由がないと認められると、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会がこれを定めることを決定しなければならない。

第三十一条 投票用紙の様式は、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会がこれを定める。

第三十二条 投票の拒否は、投票立会人の意見を聽き、投票管理者がこれを決定しなければならない。

第三十三条 投票用紙には、選挙人の氏名を記載してはならない。

第三十四条 投票用紙には、選挙人の氏名を記載してはならない。

第三十五条 島その他交通不便の地に於いて、投票の当日に投票箱を送致することができない情況があると認めるときは、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会は、適宜にその投票の期日を定め、開票の期日までにその投票箱、投票録及び選挙人名簿又はその抄本を送致させることができる。

第三十六条 天災その他避けることのできない事故に因り投票を行うことができないとき、又は更に投票を行う必要があるときは、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会は、更に期日を定めて選挙を実行する。

第三十七条 衆議院議員選挙法第二十一條乃至第二十三條、第二十五條、第三十五條及び第三十九條乃至第四十三條の規定は、普通地方選挙の規定によつて適用する。

第三十八条 開票区は、衆議院議員の選挙の開票区による。但し、市町村の議会の議員の選挙については、当該市町村の選挙管理委員会は別に開票区を設けることができる。

第三十九條 開票管理者は、選挙権を有する者の中から市町村の選挙管理委員会が選任した者を以てこれに充てる。

第四十条 開票管理者は、開票に關する事務を担任する。

第五十一条 開票管理者は、選挙権を有する者の中から市町村の選挙管理委員会が選任した者を以てこれに充てる。

第五十二条 開票管理者は、開票に關する事務を担任する。

おいて、投票用紙の各選挙における候補者の氏名を記載する欄に、自ら候補者一人の氏名を記載してこれを投票箱に入れなければならない。

身體の故障に因り自ら候補者の氏名を記載することができない者の投票については、第三十七條、第四十一條及び前項の規定にかかるまゝ、政令で特別の規定を設けることができる。

ず、命令で特別の規定を設けることができる。

第三十五条 島その他交通不便の地に於いて、投票の当日に投票箱を送致することができない情況があると認めるときは、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会は、適宜にその投票の期日を定め、開票の期日までにその投票箱、投票録及び選挙人名簿又はその抄本を送致させることができる。

第三十六条 衆議院議員選挙法第二十一條乃至第二十三條、第二十五條、第三十五條及び第三十九條乃至第四十三條の規定は、普通地方選挙の規定によつて適用する。

第三十七条 衆議院議員選挙法第二十一條乃至第二十三條、第二十五條、第三十五條及び第三十九條乃至第四十三條の規定は、普通地方選挙の規定によつて適用する。

第三十八条 開票区は、衆議院議員の選挙の開票区による。但し、市町村の議会の議員の選挙については、当該市町村の選挙管理委員会は別に開票区を設けることができる。

第三十九條 開票管理者は、選挙権を有する者の中から市町村の選挙管理委員会が選任した者を以てこれに充てる。

第四十条 開票管理者は、開票に關する事務を担任する。

第五十一条 開票管理者は、選挙権を有する者の中から市町村の選挙管理委員会が選任した者を以てこれに充てる。

第五十二条 開票管理者は、開票に關する事務を担任する。

第五十三条 開票管理者は、選挙権を有する者の中から市町村の選挙管理委員会が選任した者を以てこれに充てる。

第五十四条 開票管理者は、選挙権を有する者の中から市町村の選挙管理委員会が選任した者を以てこれに充てる。

第五十五条 第二項の規定により同時に選挙を行う場合において、予めこれを告示しなければならない。

投票立会人において異議のある選挙人についても、また、前二項と同様とする。

投票立会人において異議のある選挙人についても、また、前二項と同様とする。

投票立会人でその從事することを辞したときは、その届出に係る投票立会人は、その職を失う。

投票立会人でその從事することを辞したときは、その届出に係る投票立会人は、その職を失う。

投票立会人でその從事することを辞したときは、その届出に係る投票立会人は、その職を失う。

投票立会人でその從事することを辞したときは、その届出に係る投票立会人は、その職を失う。

都道府県の選挙について第一項に規定する事由を生じた場合は、市町村の選挙管理委員会は、都道府県の選挙の選挙長を経て都道府県の選挙管理委員会にその旨を届け出なければならない。

前項の場合においては、市町村の選挙管理委員会は、都道府県の選挙の選挙長を経て都道府県の選挙管理委員会にその旨を届け出なければならない。

前項の規定により同時に選挙を行う場合においては、市町村の選挙管理委員会は、同項の例により更に投票を行わせなければならぬ。

開票管理者は、選挙権を有しない候補者の氏名を記載してこれを投票箱に入れるなければならない。

開票管理者は、開票に關する事務を担任する。

第四十一條 第三十二條第一項の規定による投票を左に掲げるものは、これを無効とする。

一 成規の用紙を用いないもの

二 候補者の氏名の外他事を記載したもの、但し職業、身分、住所又は敬称の類を記入したもの

三 候補者でない者の氏名を記載したもの

四 二人以上の候補者の氏名を記載したもの

五 被選舉權のない候補者の氏名を記載したもの

六 候補者の氏名を自書しないもの

七 候補者の何人を記載したかを確認し難いもの

第三十二條第二項の規定による投票で前項第一号及び第二号に該当するものは、これを無効とする。

投票で前項第一号及び第二号に該当するものは、これを無効とする。その投票中の各選舉における候補者の氏名を記載する欄の前項

第三号乃至第七号の記載は、これを無効とする。

第四十二條 開票管理者は、開票立会人立会の上、投票箱を開き、また、第三十三條第二項及び第四項の規定による投票を調査し、開票受理するかどうかを決定しなければならない。

開票管理者は、開票立会人とともに各投票所の投票を混同して、投票を点検しなければならない。

投票の点検が終つたときは、開票管理者は、直ちにその結果を選挙長に報告しなければならない。

第四十三條 第三十六條第一項本文、第二項及び第三項の規定は、開票にこれを準用する。

第四十四條 衆議院議員選挙法第四十五條、第四十六條、第四十八條、第五十條、第五十一條、第五十三條乃至第五十五條及び第五十七條の規定は、普通地方公共團體の議會の議員及び長の選挙の開票にこれを準用する。

第四十五条 選挙長は、選挙権を有する者の中から當該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会の選任した者を以てこれに充てることを、選挙長は、選挙会に関する事務を担任する。

第四十六条 選挙会は、選挙長の指定した場所でこれを開く。

第四十七条 第三十條の規定は、選挙立会人にこれを準用する。

第四十八条 選挙会の区域と開票区の区域が同一である選挙について

第五十条 選挙長は、選挙録を作り、選挙会に関する次第を記載

四十四條の規定にかかわらず、當該選挙の開票の事務は、選挙会場において選挙会の事務に合せて行うことができる。

前項の規定により開票の事務を運営する場合に於いては、開票立会人は、選挙長又は選挙立会人を以てこれに充て、開票に関する次第は、選挙録中にこれを併せて記載するものとする。

第四十九條 選挙長は、すべての開票管理者から第四十二條第三項の規定による報告を受けた日又はその翌日に選挙会を開き、選挙立会人立会の上、その報告を調査し、各候補者の得票総数を計算しなければならない。

第五十条 選挙長は、前項の規定による報告を受けた日又はその翌日に選挙会を開き、選挙立会人立会の上、その報告を調査し、各候補者の得票総数を計算しなければならない。

第五十一条 第三十六條第一項本文、第二項及び第三項の規定は、選挙会にこれを準用する。

第五十二条 衆議院議員選挙法第六十條、第六十三條及び第六十六条の規定は、普通地方公共團體の議員及び長の選挙の選挙会にこれを準用する。

第五十三条 候補者及び當選人は、第三十九條、第四十條、第四

し、選挙立会人とともに、これに署名しなければならない。

選挙録は、第四十二條第三項の規定による報告に関する書類と併せて當該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会において、普通地方公共團體の議員又は長の任期間これを保存しなければならない。

第四十八条の場合においては、當該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会は、投票の有効無効を區別し、投票録及び選挙録と併せて當該普通地方公共團體の議員及び長の任期間これを保存しなければならない。

第五十条の期間内に届出のあつた候補者が、普通地方公共團體の議員の選挙にあつてはその選挙における議員の定数を超える場合、普通地方公共團體の長の選挙にあつては二人以上ある場合において、その期間を経過した後候補者が死亡し又は候補者たることを辭したときは、前二項の例により、選挙の期日前三日まで、候補者の届出又は推薦届出をすることができる。

第五十一条 第三十六條第一項本文、第二項及び第三項の規定は、選挙会にこれを準用する。

第五十二条 衆議院議員選挙法第六十條、第六十三條及び第六十六条の規定は、普通地方公共團體の議員及び長の選挙の選挙会にこれを準用する。

第五十三条 候補者とならうとする者は、選挙の期日の告示があつた日から選挙の期日前七日までに、

その旨を選挙長に届け出なければならぬ。

選挙人名簿に記載された者が他人を候補者としようとするときには、本人の承諾を得て、前項の期間内に、その推薦の届出をすることができる。

前二項の期間内に届出のあつた候補者が、普通地方公共團體の議員の選挙にあつてはその選挙における議員の定数を超える場合、普通地方公共團體の長の選挙にあつては二人以上ある場合において、その期間を経過した後候補者が死亡し又は候補者たることを辭したときは、前二項の例により、選挙の期日前三日まで、候補者の届出又は推薦届出をすることができる。

第五十条の規定による報告を受けたときは、選挙立会人にこれを準用する。

第五十二条 衆議院議員選挙法第六十條、第六十三條及び第六十六条の規定は、普通地方公共團體の議員及び長の選挙の選挙会にこれを準用する。

第五十三条 候補者及び當選人は、第一項乃至第三項及び前項の届出があつたときは、又は候補者が死亡したことを知つたときは、選挙立会人にこれを準用する。

第五十四条 第三十九條、第四十條、第四

官吏で当選した者は、所属長官の許可を受けなければ、これを承諾することができない。第一項の期間

内に所属長官の許可を受けた旨の届出をしないときは、当選を辭したものとみなす。

第六十一條 ○前條第一項の期間を経過したときは、當選人が當選を承諾したときは、當該選舉に関する事務を管理する選舉管理委員会は、直ちにこれに當選証書を付與し、その住所氏名を告示しなければならない。

当選人がなくなつたとき、又は普通地方公共團體の議會の議員の選舉において当選人がその選舉における議員の定数に達しなくなつたときは、當該選舉に関する事務を管理する選舉管理委員会は、直ちにその旨を告示しなければならない。

前二項の場合においては、當該選舉に関する事務を管理する選舉管理委員会は、左の区分により、直ちにその旨を報告しなければならない。

一 都道府縣知事の選舉にあつては内務大臣
二 都道府縣の議會の議員の選舉にあつては都道府縣知事
三 市町村長の選舉にあつては都道府縣知事及び都道府縣の選舉
四 市町村の議員の選舉にあつては都道府縣知事、都道府

縣の選舉管理委員会及び市町村長

第七節 特別選舉

三 当選人が第五十七條の規定により當選を失つたとき
四 第六十六條第一項、第二項若しくは第四項又は第六十八條第一項若しくは第二項の規定による異議の申立訴願又は訴訟の結果、當選人がなくなり、又は普通地方公共團體の議會の議員の選舉における議員の定数(選挙区がないときは議員の定数)の六分の一を超えて、その区域において普通地方公共團體の他の選挙を行わぬときは、その選挙における議員の定数が達しなかつたとき

当選人の不足数が第六十三條第一項にいう議員の欠員の数と通じて當該選挙区における議員の定数(選挙区がないときは議員の定数)の六分の一を超えるに至つたときは、普通地方公共團體の長の選挙にあつては更に選挙を行わないで當選人を定めても

當選人の不足数が第六十三條第一項の規定による異議の申立訴願の裁決が確定しない間又は訴訟が裁判所にかかる間は、前項の選挙は、これを行うことができない。

第一項各号の一に該当する事由が普通地方公共團體の議會の議員の任期の終る前六箇月以内に生じたときは、同項の選挙は、これを行わない。但し、議員の数がその定数の三分の二に達しなくなつたときは、この限りでない。

第一項若しくは前條第一項の規定による選挙の告示又は第五十六條第二項乃至第二項第

一項にいう普通地方公共團體の議會の議員の欠員の数と通じて當該選挙区における議員の定数(選挙区がないときは議員の定数)の六分の一を超えて、その区域において普通地方公共團體の他の選挙が行わぬときは、その選挙における議員の定数が達しなかつたとき

當選人の不足数が第六十三條第一項の規定による異議の申立訴願の裁決が確定しない間又は訴訟が裁判所にかかる間は、前項の選挙は、これを行うことができない。

第一項若しくは前條第一項の規定による選挙の告示又は第五十六條第二項乃至第二項第

第九節 選舉運動及び罰則

第七十二條 衆議院議員選舉法第十章及び第十一章並びに第百四十條

第二項の規定は、普通地方公共團體の議會の議員及び長の選舉の選

挙運動に、同法第百四十條第三項乃至第五項の規定は、都道府縣知事の選舉の選挙運動にこれを準用する。但し、政令で特別の定をすることができる。

第七十三條 衆議院議員選挙法第十

二章並びに第百四十二條、第百四十三條及び第百四十七條の規定は、普通地方公共團體の議會の議員及び長の選挙にこれを準用する。但し、政令で特別の定をすることができる。

第七十四條 衆議院議員選挙法第十

二章並びに第百四十二條、第百四十三條及び第百四十七條の規定は、普通地方公共團體の議會の議員及び長の選挙にこれを準用する。但し、政令で特別の定をすることができる。

第五章 直接請求

第一節 條例の制定及び監査の請求

第七十四條 選挙権を有する者は、政令の定めるところにより、その

政令の定めるところにより、その

総数の五十分の一以上の者の連署を以て、その代表者から、普通地

方公共團體の監査委員に対し、當該普通地方公共團體の經營に係る事業の管理・出納その他の當該普通地方公共團體の事務及び當該普通地方公共團體の長の権限に属する事務の執行に關し、監査の請求をすることができる。

前項の請求があつたときは、監査委員は、直ちに請求の要旨を公表しなければならない。

前項の請求があつたときは、當該普通地方公共團體の長は、直ちに請求の要旨を公表しなければならない。

普通地方公共團體の長は、第一項の請求を受理した日から二十日

以内に議會を招集し、意見を附けてこれを議會に付議し、その結果を同項の代表者に通知するとともに、これを公表しなければならない。

第一項の選挙権を有する者は、選挙人名簿確定の日ににおいてこれに記載された者とし、その総数の五十分の一の数は、當該普通地方公共團體の選挙管理委員会において、選挙人名簿確定後直ちにこれを告示しなければならない。

第七十五條 選挙権を有する者は、政令の定めるところにより、その

総数の三分の一以上の者の連署を以て、その代表者から、普通地

方公共團體の監査委員に対し、當該普通地方公共團體の議會の解散の請求をすることができる。

前項の請求があつたときは、委員会は、直ちに請求の要旨を公表しなければならない。

第一項の請求があつたときは、

委員会は、これを選挙人の投票に付さなければならない。

第七十六條 選挙権を有する者は、政令の定めるところにより、その

総数の三分の一以上の者の連署を以て、その代表者から、普通地方公共團體の選挙管理委員会に対し、當該普通地方公共團體の議會の解散の請求は、その議會の議員の解散の請求は、その議會の議員の総選挙のあつた日から一年間及び同條第三項の規定による解散の投票のあつた日から一年間は、これをすることができない。

前項の請求があつたときは、委員会は、直ちに請求の要旨を公表しなければならない。

第一項の請求があつたときは、

委員会は、これを選挙人の投票に付さなければならない。

第七十七條 解散の投票の結果が判明したときは、選挙管理委員会は、直ちにこれを準用する。

前項の請求を以て、議員の解職の請求をすることができる。

前項の請求があつたときは、委員会は、直ちに請求の要旨を公表しなければならない。

監査委員は、第一項の請求に係る事項につき監査し、その結果を同項の代表者に通知し、且つ、これを公表するとともに、當該普通地方公共團體の議會及び長に報告しなければならない。

普通地方公共團體の長は、第一項の請求を受理した日から二十日

長に対してこれをし、前二項の規定による監査委員の職務は、當該

普通地方公共團體の長に対する報告に關するものを除く外、市町村

長がこれを行う。

前條第四項の規定は、第一項の選挙権を有する者及びその総数の五十分の一の数にこれを準用する。

第二節 解散及び解職の請求

第七十八條 普通地方公共團體の議會は、第七十六條第三項の規定による解散の投票において過半数の同意があつたときは、前條の公表の日において解散するものとす

る。

第七十九條 第七十六條第一項の規定による普通地方公共團體の議員の解散の請求は、その議員の定めるところにより、その

総数の三分の一以上の者の連署を以て、その代表者から、普通地方公共團體の選挙管理委員会に対し、當該普通地方公共團體の議會の解散の請求をすることができる。

第七十條 選挙権を有する者は、政令の定めるところにより、所属の選挙区におけるその総数の三分の一以上の者の連署を以て、その代表者から、普通地方公共團體の選挙管理委員会に対し、當該選挙区の議員の解職の請求をすることができる。

第七十一條 選挙権を有する者は、政令の定めるところにより、その

総数の三分の一以上の者の連署を以て、その代表者から、普通地方公共團體の議員の解職の請求をすることができる。

第七十二条 第八十條第三項の規定は、前項の場合は、

前項の選挙権を有する者及びその総数の三分の一の数に、第七十六條第二項及び第三項の規定は、前項の場合にこれを準用する。

第七十三条 第八十二條第八十條第三項の規定は、前項

による解職の投票の結果が判明したときは、普通地方公共團體の選挙管理委員会は、直ちにこれを

公表するとともに、當該普通地方公共團體の議員及び

議長に通知し、且つ、これを公

表するとともに、都道府縣に

を公表するとともに、都道府縣にあつては都道府縣知事及び内務大臣、市町村にあつては市町村長及び都道府縣事に報告しなければならない。

第七十四条 第八十二條第八十條第三項の規定は、前項の場合は、これを當該選挙区の選挙管理委員会は、直ちにこれを

公表するとともに、都道府縣にあつては都道府縣知事及び内務大臣、市町村にあつては市町村長及び都道府縣事に報告しなければならない。

第七十五条 選挙権を有する者は、政令の定めるところにより、その

総数の三分の一以上の者の連署を以て、その代表者から、普通地方公共團體の選挙管理委員会に対し、當該普通地方公共團體の議員の解職の請求をすることができる。

第七十六条 選挙権を有する者は、政令の定めるところにより、その

総数の三分の一以上の者の連署を以て、その代表者から、普通地方公共團體の選挙管理委員会に対し、當該普通地方公共團體の議員の解職の請求をすることができる。

第七十七条 選挙権を有する者は、政令の定めるところにより、その

総数の三分の一以上の者の連署を以て、その代表者から、普通地方公共團體の選挙管理委員会に対し、當該普通地方公共團體の議員の解職の請求をすることができる。

第七十八条 選挙権を有する者は、政令の定めるところにより、その

総数の三分の一以上の者の連署を以て、その代表者から、普通地方公共團體の選挙管理委員会に対し、當該普通地方公共團體の議員の解職の請求をすることができる。

第七十九條 第八十二條第八十條第三項の規定は、前項

による解職の投票の結果が判明したときは、普通地方公共團體の選挙管理委員会は、直ちにこれを

公表するとともに、當該普通地方公共團體の議員及び

議長に通知し、且つ、これを公

表するとともに、都道府縣に

区域内に公表しなければならない。

第一項の請求があつたときは、

委員会は、これを當該選挙区の選挙

管理委員会に付議し、その結果を

公表するとともに、都道府縣に

ては都道府縣知事及び内務大臣、市町村にあつては市町村長及び都道府縣知事に報告しなければならない。

前條第二項の規定による解職の投票の結果が判明したときは、委員会は、直ちにこれを同條第一項の代表者並びに当該普通地方公共團體の長及び議会の議長に通知し、且つ、これを公表するとともに、都道府縣及び市にあつては内務大臣、町村にあつては都道府縣知事に報告しなければならない。

第八十三條 普通地方公共團體の議会の議員又は長は、第八十條第三項又は第八十一條第二項の規定による解職の投票において、過半数の同意があつたときは、その職を失う。

第八十四條 第八十條第一項又は第八十一條第一項の規定による普通地方公共團體の議員又は長の解職の請求は、その就職の日から一年間及び第八十條第三項又は第八十一條第二項の規定による解職の投票の日から一年間は、これをすることができない。

第八十五条 政令で特別の定をするものを除く外、第四章の規定は、第七十六條第三項の解散の投票並びに第八十條第三項及び第八十一條第二項の規定による解散の投票の結果が判明したときは、委員会は、直ちにこれを同條第一項の代表者並びに当該普通地方公共團體の長及び議会の議長に通知し、且つ、これを公表するとともに、都道府縣及び市にあつては内務大臣、町村にあつては都道府縣知事に報告しなければならない。

第八十六条 普通地方公共團體の議員又は監査委員の解職の請求をすることができる。前項の請求があつたときは、当該普通地方公共團體の長は、直ちに請求の要旨を公表しなければならない。

第一項の請求があつたときは、当該普通地方公共團體の長は、これを議会に付議し、その結果を同一の代表者及び関係者に通知し、且つ、これを公表するとともに、都道府縣にあつては内務大臣、町村にあつては都道府縣知事に報告しなければならない。

第七十四條第四項の規定は、第一項の選挙権を有する者及びその総数の三分の一の数にこれを準用する。

前項の議員の定数は、総選挙を行ふ場合でなければ、これを増減することができない。

第七十五条 市町村の議会の議員の定数は、左の通りとし、人口三十万以上五十万未満の市にあつては人口七万を加えるごとに各議員一人を増し、百二十人を以て定限とする。

前項の議員の定数は、総選挙を行ふ場合でなければこれを増減することができない。

第七十六条 市町村の議会の議員の定数は、左の通りとし、人口三十万以上五十万未満の市にあつては人口三以上の者の同意があつたときは、その職を失う。

第八十七条 前條第一項に掲げる職に在る者は、同條第三項の場合において、当該普通地方公共團體の議員の三分の二以上の者が出席し、その四分の三以上の者の同意があつたときは、その職を失う。

第八十八条 第八十六條第一項の規定による副知事若しくは助役又は出納長若しくは收入役の解職の請求は、その就職の日から一年間及び同條第三項の規定による議会の議決の日から一年間は、これを出すことができない。

第八十九條 第一節 組織

第一項の請求があつたときは、当該普通地方公共團體の議員の定数は、人口七十万未満の都道府県に置く。

第九十条 都道府縣の議会の議員の定数は、人口七十万未満の都道府縣にあつては四十人とし、人口七十万以上百万未満の都道府縣については人口五万、人口百万以上の都道府縣にあつては人口七万を加えるごとに各議員一人を増し、百二十人を以て定限とする。

前項の議員の定数は、総選挙を行ふ場合でなければこれを増減することができない。但し、著しく人口の増減があつた場合には、第一項の定数以内の数を増減することができる。但し、議員に欠員を生じた場合は、議員の選舉において當選人に不足を生じているときは、その欠員又は不足の當選人を以て解任すべき議員に充てなければならない。

前項但書の場合において、欠員及び不足の當選人の数が解任すべき議員の数を超えるときは、解任の當選人の順序は、その事由を生じては人口二十万を加えることにより、普通地方公共團體の議員に各議員四人を増し、百人を以て定限とする。

第九十三条 普通地方公共團體の議会の議員の任期は、四年とする。前項の任期は、總選挙の日から一日前に總選挙を行つた場合においては、前任者の任期満了の日の翌日から、これを起算する。但し、普通地方公共團體の議会の議員の任期満了の日前に總選挙を行つた場合においては、前任者の任期満了の日の翌日から、これを起算する。

普通地方公共團體の議員に各議員四人を増し、百人を以て定限とする。前項の任期は、總選挙の日から一日前に總選挙を行つた場合においては、前任者の任期満了の日前に總選挙を行つた場合においては、前任者の任期満了の日の翌日から、これを起算する。但し、普通地方公共團體の議員の任期満了の日前に總選挙を行つた場合においては、前任者の任期満了の日の翌日から、これを起算する。

普通地方公共團體の議員は、當該普通地方公共團體の有給の職員と兼ねることができる。前項の任期は、總選挙の日から一日前に總選挙を行つた場合においては、前任者の任期満了の日前に總選挙を行つた場合においては、前任者の任期満了の日の翌日から、これを起算する。但し、普通地方公共團體の議員の任期満了の日前に總選挙を行つた場合においては、前任者の任期満了の日の翌日から、これを起算する。

じた時の前後により、その事由を生じた時が同時であるときは、市町村長がくじでこれを定める。

市町村の議会の議員の定数に異動を生じたため議員の選任を必要とする場合において選挙区があるときは、第二十二条第八項の條例

でまず、いづれの選挙区の議員を選任すべきかを定め、当該選挙区所屬の議員につき前二項の例により解任すべき議員を定めなければならぬ。

第九十五条 特別の事情がある町村においては、条例で第八十九條の規定にかかるわらず、議会を置かれて、選挙権を有する者の総会を設けることができる。

○前條の規定による
○町村総会に關しては、町村の議会に関する規定を準用する。

会議は、左に掲げる事件を議決しなければならない。

一 條例を設け又は改廃すること。
二 茂入歳出予算を定めること。
三 決算報告を認定すること。
四 法律又は政令に規定するものを除外し、使用料、手数料、地方税、分担金、加入金又は夫役現品の賦課徴収に關すること。

六 歳入歳出予算を以て定めるものと除く外、あらたに義務の負担をし、及び権利を放棄すること。

七 異議の申立、訴願、訴訟及び和解に關すること。

八 普通地方公共團体の区域内の團體等の活動の綜合調整に關すること。

九 その他法令により議会の権限に屬する事項。

前項に定めるものを除く外、普通地方公共團体は、条例で普通地方公共團体に關する事件につき議會の議決すべきものを定めることができる。

第九十七条 普通地方公共團体の議会は、法律又は政令によりその権限に屬する選挙を行わなければならぬ。

○町村総会に關しては、町村の議会に関する規定を準用する。

第二節 権限

第九十六条 普通地方公共團体の議会は、左に掲げる事件を議決しなければならない。

一 條例を設け又は改廃すること。
二 茂入歳出予算を定めること。
三 決算報告を認定すること。
四 法律又は政令に規定するものを除外し、使用料、手数料、地方税、分担金、加入金又は夫役現品の賦課徴収に關すること。

に委任された國、他の地方公共團體その他公共團體の事務に關し、當該普通地方公共團體の長の説明を求め、又はこれに対し意見を述べることができる。

議会は、當該普通地方公共團體の公益に關する事件につき意見書を関係行政廳に提出することができる。

議会は、當該普通地方公共團體の議會に關する事件につき意見書を関係行政廳に提出することができる。

議会は、當該普通地方公共團體の議會に關する事件につき意見書を関係行政廳に提出することができる。

第百二條 普通地方公共團體の議會に付議すべき事件は、普通地方公共團體の長が予めこれを告示しなければならない。

臨時会の開会中に急施を要する事件があるときは、前三項の規定にかかるわらず、直ちにこれを会議に付議することができる。

普通地方公共團體の議會の会期及びその延長並びにその開閉に關する事項は、議會がこれを定めること。

臨時会に付議すべき事件は、普通地方公共團體の長が予めこれを告示しなければならない。

臨時会の開会中に急施を要する事件があるときは、前三項の規定にかかるわらず、直ちにこれを会議に付議することができる。

普通地方公共團體の議會の開会に付議することができる。

第百六條 普通地方公共團體の議會の議長に故障があるとき、又は議長が欠けたときは、副議長が議長の職務を行う。

副議長及び副議長にともに故障があるときは、副議長を選舉し、議長の職務を行わせる。

議長は、假議長の選任を議長に委任することができる。

議長は、假議長を選舉し、議長の職務を行わせる。

常任委員会は、予算その他重要な議案、陳情等について公聽会を開き、眞に利害關係を有する者又は学識経験を有する者等から意見を聴くことができる。

常任委員会は、議会の議決により付議された事件については、閉会中も、なお、これを審査することができる。

第一百七條 普通地方公共團體の議會は、議員の定数の半数以上の議員が出席しなければ、議事を開き議決することができない。但し、第百七條の規定による除外のため半数に達しないとき、同一の事件につき再度招集してもなお半數に達しないとき、又は招集に應じても出席議員の定数を欠き議長において出席席を催告してもなお半數に達しないとき若しくは半数に達してもその後半数に達しなくなつたときは、この限りでない。

特別委員は、議会において選任し、委員会に付議された事件が議会において審議されている間に在任する。

特別委員会は、会期中に限り、議会の議決により付議された事件を審査する。

第一百一十二条 前二條に定めるものを除く外、常任委員会及び特別委員会に関し必要な事項は、條例でこれを定める。

第六節 会議

第一百一十三条 普通地方公共團體の議會の議員は、議会の議決すべき事件につき、議會に議案を提出することができる。但し、歳入歳出予算については、この限りでない。

前項の規定による議案の提出は、文書を以てこれをしなければならない。

前項但書の議長又は議員の発議は、討論を行わないでその可否を決しなければならない。

第一百六條 この法律に特別の定がある場合を除く外、普通地方公共團體の議會の議事は、出席議員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

前項の場合においては、議長は、議員として議決に加わる権利を有しない。

第一百七條 普通地方公共團體の議會の議長及び議員は、自己又は父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事件については、その議事に參與することはできない。但し、議会の同意があつたときは、会議に出席し、發言することができる。

第一百八條 法律又は政令により普通地方公共團體の議會において行う選挙については、第三十二條、第四十一條及び第五十五條（普通地方公共團體の長の選挙に関する部分を除く。）の規定を準用する。

前項の規定により会議を開いたとき、又は議員中に異議があるときは、議長は、会議の議決によらない限り、その日の会議を開じ又は中止することができない。

第一百五十三条 普通地方公共團體の議會の会議は、これを公開する。但し、議長又は議員三人以上の発議により、出席議員の三分の二以上多數で議決したときは、祕密会を開くことができる。

前項の規定による議案の提出は、文書を以てこれをしなければならない。

前項但書の議長又は議員の発議は、討論を行わないでその可否を以て当選人とする。

第一百九條 会期中に議決に至らなかつた事件は、後会に繼續しない。

第一項の規定による決定は、文書を以てし、その理由を附けてこれを本人に交付しなければならない。

果の報告を請求することができ
る。

第八節 議員の辞職及び資格の決定

第一百二十六條 普通地方公共團体の議員は、議会の許可を得て辭職することができる。但し、閉会中においては、議長の許可を得て辭職することができる。

第一百二十七條 普通地方公共團体の議員が被選挙権を有しない者であるときは、その職を失う。
その被選挙権の有無は、議員が左の各号の一に該当するため被選挙権を有しない場合を除く外、議会がこれを決定する。この場合においては、出席議員の三分の二以上の多数によりこれを決定しなければならない。

一 禁治産者又は準禁治産者となつたとき
二 禁錮以上の刑に処せられたとき
き

三 選舉に關する犯罪に因り罰金の刑に処せられたとき
都道府縣の議員は、住所を移したため被選挙権を失つても、その住所が同一都道府縣の区域内に在るときは、そのためにその職を失うことはない。

第一項の場合においては、議員は、第百十七條の規定にかかわらず、その會議に出席して自己の資格に關し弁明することはできるが決定に加わることができない。

規則第五項乃至第七項の規定は、第一項の場合にこれを準用する。

第一百二十八條 普通地方公共團体の議員は、第六十六條第一項、第二項若しくは第四項、第六十八條第一項若しくは第二項又は前條の規定による決定若しくは裁決又は判決が確定するまでは、その職を失わない。

第九節 紀律

第一百二十九條 普通地方公共團体の議會の會議中この法律又は會議規則に違反しその他議場の秩序を乱す議員があるときは、議長は、これを制止し、又は發言を取り消させ、その命令に従わないときは、その日の會議が終るまで發言を禁止し、又は議場の外に退去させることができる。

議長は、議場が騒然として整理する

ことが困難であると認めるときは、その日の會議を開じ、又は中止することができる。

第一百三十條 傍聴人が公然と可否を表明し、又は騒ぎ立てる等會議妨害するときは、普通地方公共團体の議會は、この法律及び會議規則に違反した議員に対し、議決により懲罰を科すことができる。

第十節 懲罰

第一百三十四条 普通地方公共團体の議會は、この法律及び會議規則に違反した議員に対し、議決により懲罰を科すことができる。

議長は、議場が騒然として整理する

ことが困難であると認めるときは、その日の會議を開じ、又は中止することができる。

第一百三十五条 懲罰は、左の通りと

ては、これを審査官吏に引き渡すことができる。

傍聴席が騒がしいときは、議長は、すべての傍聴人を退場させる

ことができる。

前二項に定めるものを除く外、議長は、傍聴人の取締に關し必要な規則を設けなければならない。

第一百三十一條 議場の秩序を乱し又は會議を妨害するものがあるときは、議員又は第百二十二条第一項の規定による出席者は、議長の注意を喚起することができる。

第一百三十二条 普通地方公共團体の議會においては、議員は、無礼の言葉を使用し、又は他人の私生活にわたる言論をしてはならない。

第一百三十三条 普通地方公共團体の議會の會議又は委員会において、侮辱を受けた議員は、これを議會議に訴えて処分を求めることができる。

第一百三十七条 普通地方公共團体の議會の議員が正当な理由がなくて會議に欠席したため、議長が特に招狀を発して招集に應じないため、又は正當な理由がなくて會議に欠席したたれを起算する。但し、普通地方公共團体の長の任期満了の日前に選挙を行つた場合には、前任者の任期満了の日の翌日から、これを起算する。

第一百四十條 普通地方公共團体の市町村に市町村長を置く。

第一百三十九條 都道府縣に知事を置く。

前項第四号の除名については、當該普通地方公共團体の議員の三分の二以上の者が必要である。

第一百三十六条 普通地方公共團体の議會は、除名された議員で再び當選した議員を拒むことができる。

第一百三十七条 普通地方公共團体の議員は、議長が特に招狀を発して、これに懲罰を科すことができる。

第一百三十八条 普通地方公共團体の議會は、書記長及び書記を置く。但し、市町村においては、書記長を置かないことができる。

第一百三十九條 普通地方公共團体の議員は、議長がこれを選任する。

書記長は、議長の命を受け議會

の庶務を整理する。

書記は、上司の指揮を受け議會

一 公開の議場における戒告

二 公開の議場における陳謝

三 一定期間の出席停止

四 除名

第七章 執行機關

第一節 普通地方公共團体の長

第一百三十九條 都道府縣に知事を置く。

第一百四十條 普通地方公共團体の長の任期は、四年とする。

前項の任期は、選挙の日からこれまでを起算する。但し、普通地方公共團体の長の任期満了の日前に選挙を行つた場合には、前任者の任期満了の日の翌日から、これを起算する。

第一百四十一条 普通地方公共團体の長は、當該普通地方公共團体の議員及び地方公共團体の有給の職員と兼ねることができる。

普通地方公共團体の長は、當該普通地方公共團体の議員及び地方公共團体の有給の職員と兼ねることができない。

普通地方公共團体の長は、當該普通地方公共團体の議員及び地方公共團体の有給の職員と兼ねなければならない。

普通地方公共團体の長は、當該普通地方公共團体の議員及び地方公共團体の有給の職員と兼任することができる。

支配人及び清算人たる事ができるない。

第一百四十三條 普通地方公共團體の長が、被選舉権を有しなくなつたときは、その職を失う。その被選舉権の有無は、普通地方公共團體の長が第百二十七條第一項に掲げる事由の一に該当するため被選舉権を有しない場合を除く外、当該普通地方公共團體の選舉管理委員会がこれを決定しなければならぬ。

第一百四十四條 第五項乃至第七項の規定は、前項の場合にこれを準用する。

第一項の決議に対する抗議において適用する第百十八條第五項の規定による裁決を受けた後でなければ、裁判所に出訴することができない。

第一百四十五条 普通地方公共團體の長は、第六十六條第一項、第二項若しくは第四項、第六十八條第一項若しくは第二項又は前條第二項の規定による決定若しくは裁決又は判決が確定するまでは、その職を失わない。

第一百四十六条 普通地方公共團體の長は、退職しようとするときは、その退職しようとする日前、都道府縣知事にあつては三十日、市町村長にあつては二十日までに、当該普通地方公共團體の議会の議長に

申し出なければならない。但し、議会の同意を得たときは、その期日前に退職することができる。

第一百四十七条 内務大臣は、都道府縣知事が著しく不適任であると認めるとときは、政令の定めるところにより、(法規を定めること)、前項の例により、これを解職することができる。

都道府縣知事は、市町村長が著しく不適任であると認めるときは、前項の例により、これを解職することができる。

第一百四十八条 普通地方公共團體の長は、当該普通地方公共團體を統轄し、これを代表する。

第一百四十九條 都道府縣知事は、当該都道府縣の事務及び部内の行政事務並びに從來法令により及び將來法律又は政令によりその権限に属する他の地方公共團體その他公共團體の事務を管理し及びこれを執行する。

市町村長は、当該市町村の事務並びに從來法令により及び將來法律又は政令によりその権限に属する行政事務を執行する。

二 普通地方公共團體の議会の議決を経べき事件につきその議案を提出すること。
三 財産及び當造物を管理すること。
四 収入及び支出を命令し並びに会計を監督すること。
五 証書及び公文書類を保管すること。
六 法律及び政令又は普通地方公共團體の議会の議決により使用料、手数料、地方税、分担金、加入金又は夫役現品を賦課徴収すること。
七 前各款に定めるものを除く外、當該普通地方公共團體の事務を執行すること。
八 その他法令によりその権限に属する事項

第一百五十條 普通地方公共團體の長が頭の機關として處理する行政事務の処理について、普通地方公共團體の長は、都道府縣にあつては主務大臣、市町村にあつては都道府縣知事及び主務大臣の指揮監督を受け長は、都道府縣にあつては主務大臣、市町村にあつては都道府縣知事及び主務大臣の指揮監督を受け

第一百五十二条 普通地方公共團體の長は、その権限に属する事務の一部を當該普通地方公共團體の吏員に委任し、又はこれをして臨時に代理させることができる。都道府縣知事は、その権限に属する事務の一部をその管理に属する行政事務又は市町村長に委任することができる。

都道府縣知事は、その権限に属する事務の一部を市町村の職員を代理させることができる。

都道府縣知事は、その権限に属する事務の一部を市町村の職員を代理させことができる。

分を取り消し、又は停止することができる。

市町村長は、前項の例により、

その管理に属する行政廳の処分を

取り消し又は停止することができます。

第一百五十四条 普通地方公共團體の長は、その補助機關たる職員を指揮監督し、法律の定めるところにより、その任免、分限、給與、服務、懲戒等に関する事項を掌る。

第一百五十五条 普通地方公共團體の長は、その権限に属する事務を分掌させるため、條例で、必要な地方法規を定めることにより、前項の権限を含む。以下これに同じ。及び地方事務所、市町村にあつては支所を設けることができる。

政令で指定する市は、市長の権限に属する事務を分掌させるため、條例でその区域を分けて区を設け、区の事務所を置くものとする。法律又は政令で特別の定をするものを除く外、行政区に属するたる区域を分けて区を設け、区の事務所を置くものとする。

法律又は政令で特別の定をするものを除く外、行政区に属するたる区域を分けて区を設け、区の事務所を置くものとする。

支所若しくは地方事務所又は支所若しくは区の事務所の位置、名称及び所管区域は、條例でこれを定めなければならない。

第一百五十六条 普通地方公共團體の長は、前條第一項に定めるものを除く外、法律又は政令の定めるとともにより、警察署その他の行政機関を設けるものとする。

前項の行政機關の位置、名称及び所管区域は、條例又は規則でこれを定める。

都道府縣知事は、都道府縣の行政事務に關係のある事項につき、法律又は政令の定めるところにより、食糧事務所、木炭事務所、社会保險出張所その他の國の行政機關の長を指揮監督することができる。

第一百五十七條 普通地方公共團體の長は、當該普通地方公共團體の区域内の○團体の活動の綜合調整を図るため、これを指揮監督することができる。

前項の場合において必要があるときは、普通地方公共團體の長は、當該普通地方公共團體の区域内の○團体等をして事務の報告をさせ、書類及び帳簿を提出させ及び實地について事務を視察することができる。

普通地方公共團體の長は、當該普通地方公共團體の区域内の○團体等の監督官廳の措置を申請することができる。

前項の監督官廳は、普通地方公共團體の長の処分を取り消すことができる。

第一百五十八條 都道府縣知事は、その権限に屬する事務を分掌させるため、左に掲げる局部を設けなければならぬ。但し、必要があるときは、條例で、局部を分合して事務の配分を変更することができる。

都道府縣

総務部

一 職員の進退及び身分に関する事項

二 議会及び都の行政一般に関する事項

三 市町村その他公共團體の行収一般の監督に関する事項

四 他の主管に属しない事項

一 会計に関する事項

二 社会保険に関する事項

三 教育学藝に関する事項

四 農業、工業、商業、森林及び水産に関する事項

五 物資の配給及び物價の統制に関する事項

六 度量衡に関する事項

七 建設局

一 農業、工業、商業、森林及び水産に関する事項

二 市町村その他公共團體の行収一般の監督に関する事項

三 行政一般の監督に関する事項

四 他の主管に属しない事項

一 行政一般の監督に関する事項

二 市町村その他公共團體の行収一般の監督に関する事項

三 保健衛生に関する事項

四 勤労に関する事項

五 教育学藝に関する事項

六 度量衡に関する事項

七 建設局

一 建設及び復興一般に関する事項

二 都市計画に関する事項

三 住宅及び建築に関する事項

四 土木に関する事項

五 交通に関する事項

六 通信局

一 交通に関する事項

水道局

一 水道及び下水道に関する事項

二 都市計画に関する事項

三 住宅及び建築に関する事項

四 交通に関する事項

一 農地部

一 保健衛生に関する事項

二 開拓に関する事項

三 交通に関する事項

一 警察に属する事項

二 道府縣

一 職員の進退及び身分に関する事項

二 議会及び道府縣の行政一般に関する事項

三 市町村その他公共團體の行収一般の監督に関する事項

四 他の主管に属しない事項

一 行政一般の監督に関する事項

二 市町村その他公共團體の行収一般の監督に関する事項

三 保健衛生に関する事項

四 勤労に関する事項

五 教育学藝に関する事項

六 度量衡に関する事項

七 建設局

一 農業、工業、商業、森林及び水産に関する事項

二 物資の配給及び物價の統制に関する事項

三 度量衡に関する事項

四 土木に関する事項

五 交通に関する事項

六 通信局

一 交通に関する事項

二 通信局

二 都市計画に関する事項

三 住宅及び建築に関する事項

四 交通に関する事項

五 農地部

六 勤労に関する事項

七 保健衛生に関する事項

八 度量衡に関する事項

九 建設局

一 警察に属する事項

二 道府縣

一 職員の進退及び身分に関する事項

二 議会及び道府縣の行政一般に関する事項

三 市町村その他公共團體の行収一般の監督に関する事項

四 他の主管に属しない事項

一 行政一般の監督に関する事項

二 市町村その他公共團體の行収一般の監督に関する事項

三 保健衛生に関する事項

四 勤労に関する事項

五 教育学藝に関する事項

六 度量衡に関する事項

七 建設局

一 農業、工業、商業、森林及び水産に関する事項

二 物資の配給及び物價の統制に関する事項

三 度量衡に関する事項

四 土木に関する事項

五 交通に関する事項

六 通信局

一 交通に関する事項

二 通信局

一 交通に関する事項

〇〇警察官吏 又は所轄廳は、市町村の区域内の住民をして防禦に從事させることができる。

第三款 补助機關

副知事の定数は、条例で人口二百万以上の都道府縣にあつては二人、人口三百万以上の都道府縣にあつては三人までこれを増加することができる。

人を置く。

副知事の定数は、条例で人口二百万以上の都道府縣にあつては二人、人口三百万以上の都道府縣にあつては三人までこれを増加することができる。

人を置く。

副知事の定数は、条例でこれを置かなければならない。

市町村に助役一人を置く。但し、町村は、条例でこれを置かなければならない。

役は、退職しようとするときは、
その退職しようとする日前二十日
までに、当該普通地方公共團體の
議会の議長に申し出なければなら
ない。但し、議会の承認を得たと
きは、その期日前に退職するこ
とができる。

副出納長及び副収入役の定数
は、條例でこれを定める。

他の会計事務並びに当該普通地方公共團體の長その他の吏員及び選舉管理委員会の権限に屬する國、他の地方公團體その他公共團體の事務に関する出納その他の会計事務を掌る。但し、法令に特別の

出納員は、出納長若しくは副出納長又は収入役若しくは副収入役の命を受けて出納事務を掌る。前條第三項の規定は、出納員にこれを準用する。

第百七十五條 都道府縣の支廳若しくは地方事務所又は市町村の支所若しくは第百五十五條第二項の市の区の事務所の長は、事務員を以てこれに充てる。

前項に規定する場合を除く外、

うとする日前二十日までに、当該普通地方公共團体の長に申し出なければならぬ。但し、当該普通地方公共團体の長の承認を得たときは、その期日前に退職することができる。

第一百五十九條、第二百六十二條、第二百六十三條本文及び第二百六十四條の規定は、出納長及び副出納長並びに收入役及び副收入役にこれを準用する。

副出納長又は副收入役は、出納長又は收入役の事務を補助し、出納長又は收入役に故障があるときは、その職務を代理する。副出納長又は副收入役が二人以上あるときは、

要な更員を置く。
前項の更員は、普通地方公共團體の長がこれを任命する。
第一項の更員の定数は、條例でこれを定める。

前二項に規定する機関の長は、普通地方公共團体の長の定めるところにより、上司の指揮を受け、その主管の事務を掌理し部下の更員を指揮監督する。

ねることができない。

び第百五十九條の規定は、副知事及び助役にこれを準用する。

出納長若しくは副出納長又は收
入役若しくは副收入役は、前項に
規定する関係が生じたときは、そ
の職を失う。

させることができる。但し、当該普通地方公共團體の出納その他の会計事務について、予め議会の同意を得なければならぬ。

教育吏員は、上司の命を受け、
教育を掌る。

してこれを再議に付し又は再選挙を行わせなければならぬ。

に定めるところにより 普通地方
公共團體の長の職務を代理する。
第百六十八條 都道府縣に出納長及
び副出納長を置く。

出納長又は收入役と親子、夫婦
又は兄弟姉妹の関係にある者は、
副出納長又は副收入役となること
ができる。

いでは市町村長は市町村の請
会の同意を得て、収入役に故障が
あるときその職務を代理すべき更
員を定めて置かなければならな

は、常設又は臨時の専門委員を置くことができる。

副出納長又は副收入役は、前項に規定する關係が生じたときは、その職を失う。

第一百七十一條 普通地方公共團體
は、出納員を置くことができる。
出納員は、事務員の中から、普通
地方公共團體の長がこれを命ず
る。

有する者の中から普通地方公共團體の長が、これを選任する。

縣知事の指揮を請わなければなら
ない。
内務大臣又は都道府縣知事は、
前二項の議決又は選舉を取り消す
ことができる。^る

團体の選舉に関する事務及びこれに關係のある事務を管理する。

都道府縣の選舉管理委員会は、市町村の選舉管理委員会を指揮監督する。この場合においては、第一百五十一條第一項の規定を準用する。

第一百八十七條 選舉管理委員会は、委員の中から委員長を選舉しなければならない。

委員長は、委員会に関する事務を處理し、委員会を代表する。委員長に故障があるときは、委員長の指定する委員が、その職務を代理する。

第一百八十八條 選舉管理委員会は、委員長がこれを招集する。委員長は、これを招集しなければならない。

第一百八十九條 選舉管理委員会は、委員三人以上が出席しなければ、會議を開くことができない。

委員長及び委員は、自己又は父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事件については、その議事に參與することができる。但し、委員会の同意を得たときは、會議に出席し、發言することができる。

前項の規定により委員の數が減少して第一項の数に達しないときは、委員長は、補充員でその事件

に關係のないものをして、第一百八十二條第三項の順序により、臨時にこれを充てなければならない。

委員の故障に因り委員の数が第一項の数に達しないときも、また同様とする。

第一百九十条 選舉管理委員会の議事は、出席委員の過半数を以てこれを決する。可否同数のときは、委員長の決するところによる。

前項の場合においては、委員長は、委員として議決に加わる権利を有しない。

第一百九十一條 選舉管理委員会に書記を置く。

書記の定数は、條例でこれを定める。

書記は、委員長の指揮を受け、書記の職務と兼ねることができない。

第一百九十二条 選舉管理委員の分限、服務及び懲戒に関する事務は、別に法律でこれを定める。

第一百九十三条 第百二十七條第二項の規定は選舉管理委員会に、第一百四十一條第一項、第一百四十二条及び第一百六十六條第一項の規定は選舉管理委員に、第一百五十條の規定は選舉管理委員会に、第一百五十三條第一項、第一百五十四条及び第一百五十九條の規定は選舉管理委員会の委員長これを準用する。

第一百九十四条 この法律及びこれに基づく政令に規定するものを除く外、選舉管理委員会に関する事項は、委員会がこれを定める。

第三節 監査委員

第一百九十五条 都道府縣に監査委員を置くことができる。

監査委員の定数は、都道府縣にあつては四人、市町村にあつては二人とする。

監査委員は、監査委員の定数は、都道府縣にあつては四人、市町村にあつては二人とする。

監査委員に關し必要な事項は、條例でこれを定める。

第八章 紙興

第二百三條 普通地方公共團體は、その議會の議員の中から選任された監查委員、專門委員、投票管理委員、開票管理者、選舉長、投票立會人、開票立會人及び選舉立會人に對し、報酬を支給しなければならぬ。

監査委員は、監査の結果を所轄行政廳又は普通地方公共團體の長が、議會の同意を得て、議員及び學識經驗を有する者の中から、各同数を選任しなければならない。

監査委員は、監査の結果を所轄行政廳又は普通地方公共團體の議會の議員の中から選任された監査委員と兼ねることができない。

監査委員は、監査の結果を所轄行政廳又は普通地方公共團體の議員の中から選任された監査委員と兼ねなければならない。

遺族扶助料を受けることができる。

第二百六條 前三條の規定による給與に關し、異議のある関係人は、これを普通地方公共團體の長に申し立てることができる。

前項の規定による異議の申立があつたときは、普通地方公共團體の長は、議会に詣つてこれを決定しなければならない。

議会は、前項の規定による詣問があつた日から二十日以内に意見を述べなければならない。

第二百七條 普通地方公共團體は、條例の定めるところにより、第百條第一項の規定により出頭した選挙人その他の関係人並びに第百九條第五項及び第百四十六條第一項の規定による公聽会に参加した者の所要した実費を弁償しなければならない。

第九章 財產

第一節 財產及び當造物

第二百八條 普通地方公共團體は、収益のためにする財産を基本財産として維持することができる。

第二百九條 旧來の慣行により市町村の住民中特に財産又は當造物を使用する権利を有する者。

者があるときは、その旧慣による。その旧慣を變更し又は廢止しようとするときは、市町村の議会の議決を経なければならぬ。

前項の財産又は當造物をあらたに使用しようとする者があるときは、市町村は、議会の議決を経て、これを許可することができる。

第二百十條 普通地方公共團體は、その区域外においても、また、關係普通地方公共團體との協議により當造物を設けることができる。

前項の協議については、關係普通地方公共團體の議決を経なければならぬ。

第二百十一條 普通地方公共團體は、他の普通地方公共團體との協議により、他の普通地方公共團體の財産又は當造物を自己の住民の使用に供させることができる。

前項の規定による異議の申立があつたときは、普通地方公共團體の長は、これを議会に詣つて決定しなければならない。

議会は、前項の規定による詣問があつた日から二十日以内に意見を述べなければならない。

第二百十二條 普通地方公共團體は、當造物は、宗教上の組織若しくは團體の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、その利用に供してはならない。

第二百十三條 普通地方公共團體は、法律又は政令に特別の定があるものを除外外、財産の取得、管

理及び処分並びに當造物の設置及び管理に関する事項は、條例でこれを定めなければならない。

第二百十四條 普通地方公共團體は、財産又は當造物の使用に際し、條例で二千円以下の過料を科する規定を設けることができる。

第二百十五條 財産又は當造物を使用する権利に關し異議がある者は、これを普通地方公共團體の長に申し立てることができる。

前項の規定による異議の申立があつたときは、普通地方公共團體の長は、これを議会に詣つて決定しなければならない。

議会は、前項の規定による詣問があつた日から二十日以内に意見を述べなければならない。

第二百十六條 普通地方公共團體は、法律の定めるところにより、地方稅を賦課徵收することができない。

第二百十七條 普通地方公共團體は、分担金を徵收することができない。

夫役又は現品は、金錢を以てこれに代えることができる。

夫役又は現品は、本人自らこれに当り、又は適當な代人を出すことができる。

学藝、美術及び手工に関する勞務については、夫役を賦課することができない。

夫役を賦課された者は、本人自らこれに当り、又は適當な代人を出すことができる。

第二百十八條 普通地方公共團體は、分担金を徵收することができない。

夫役又は現品は、金錢を以てこれに代えることができる。

夫役又は現品は、急迫の場合その他特別の事情がある場合に賦課する夫役又は現品については、これを適用しない。

第二項及び前項の規定は、普通地方公共團體の一部を利する財産若しくは當造物又は普通地方公共團體の一部を利する財産若しくは當造物又は普通地方公共團體の一部に対し利益のある事件に關する事項に定めるものを除く外、分

担金、使用料及び手數料の徵收に關しては、條例で二千円以下の過料を科する規定を設けることができる。

前項に定める者には、訴願を提起することができる。

第二百十八條 普通地方公共團體は、非常災害の復舊のため必要があるときは、○夫役現品を賦課徵收することができる。

第二百二十條 普通地方公共團體は、財產及び當造物の使用につき、その他特別の必要があるときは、市町村は、議會の議決を経て、これを賦課徵收することができる。

第二百二十一條 市町村は、第二百九條の規定による財產又は當造物の使用に關し、使用料若しくは一時の加入金を徵收し又はこれを併せて徵收することができる。

第二百二十二條 普通地方公共團體は、特定の個人のための事務につき、手數料を徵收することができる。

第二百二十三條 分担金、使用料及び手數料に關する事項については、條例でこれを規定しなければならない。

夫役又は現品は、許借その他の不正行為に因り、分担金、使用料又は手數料の徵收を免れた者については、條例でそれを規定しなければならない。

第二百二十四條 分担金は、政令の定めるところにより、數人若しくは普通地方公共團體の一部を利する財産若しくは當造物又は普通地方公共團體の一部を利する財産若しくは當造物又は普通地方公共團體の一部に対し利益のある事件に關する事項に定めるものを除く外、分

担金、使用料及び手數料の徵收に關しては、條例で二千円以下の過料を科する規定を設けることができる。

前項に定める者には、訴願を提起することができる。

夫役又は現品は、金錢を以てこれに代えることができる。

夫役又は現品は、急迫の場合その他特別の事情がある場合に賦課する夫役又は現品については、これを適用しない。

第二項及び前項の規定は、普通地方公共團體の一部を利する財産若しくは當造物又は普通地方公共團體の一部を利する財産若しくは當造物又は普通地方公共團體の一部に対し利益のある事件に關する事項に定めるものを除く外、分

担金、使用料及び手數料の徵收に關しては、條例で二千円以下の過料を科する規定を設けることができる。

前項に定める者には、訴願を提起することができる。

夫役又は現品は、金錢を以てこれに代えることができる。

夫役又は現品は、急迫の場合その他特別の事情がある場合に賦課する夫役又は現品については、これを適用しない。

第二項及び前項の規定は、普通地方公共團體の一部を利する財産若しくは當造物又は普通地方公共團體の一部を利する財産若しくは當造物又は普通地方公共團體の一部に対し利益のある事件に關する事項に定めるものを除く外、分

担金、使用料及び手數料の徵收に關しては、條例で二千円以下の過料を科する規定を設けることができる。

前項に定める者には、訴願を提起することができる。

第一の賦課をし、又は数人若しくは普通地方公共團體の一部に對してその賦課をすることができる。

第二百二十九條 数人若しくは普通地方公共團體の一部を利する財産若しくは當造物又は普通地方公共團體の一部に対し利益のある事件に關する事項に定めるものを除く外、分

担金、使用料及び手數料の徵收に關しては、條例で二千円以下の過料を科する規定を設けることができる。

前項に定める者には、訴願を提起することができる。

第二百三十條 普通地方公共團體は、夫役現品につき不均

第二百二十四條 分担金、夫役現品、使用料、加入金及び手数料の賦課又は徵收を受けた者が、その賦課又は徵收につき違法又は錯誤があると認めるときは、その告知を受けた日から三十日以内に、普通地方公共團體の長に異議の申立てをすることができる。

第二百九條の規定による財産又は營造物を使用する権利に関し異議がある者は、これを市町村長に申し立てることができる。

前二項の規定による異議の申立てがあつたときは、普通地方公共團體の長は、これを議会に諮つて決定しなければならない。

議会は、前項の規定による諮問があつた日から二十日以内に意見を述べなければならない。

第三項の規定による異議の決定を受けた後でなければ、第一項及び第二項に規定する事項については、裁判所に出訴することができない。

第二百二十五條 分担金、使用料、加入金、手数料及び過料その他の普通地方公共團體の收入を定期内に納めない者があるときは、普通地方公共團體の長は、期限を指定してこれを督促しなければならない。

夫役現品の賦課を受けた者が定期内にその履行をせず又は夫役現品に代える金額を納めないときは、普通地方公共團體の長は、期限を指定してこれを督促しなければならない。急迫の場合その他特別の事情がある場合に賦課した夫役又は現品については、更にこれを金額に算出し、期限を指定してその納付を命じなければならない。

前二項の場合においては、條例の定めるところにより、手数料を徴収することができる。

滞納者が、第一項又は第二項の規定による督促又は命令を受け、その指定の期限内にこれを完納しないときは、國稅滯納処分の例により、これを処分しなければならない。

議会は、前項の規定による諮問があつた日から二十日以内に意見を述べなければならない。

第三項の規定による異議の決定を受けた後でなければ、第一項及び第二項に規定する事項については、裁判所に出訴することができない。

議会が、前項の規定による諮問があつた日から二十日以内に意見を述べなければならない。

第三項の規定による異議の決定を受けた後でなければ、第一項及び第二項に規定する事項については、裁判所に出訴することができない。

第一項乃至第三項の規定による徴収金は、都道府縣にあつては國の徵収金に次いで先取特權を有し、市町村にあつては國及び都道府縣の徵収金に次いで先取特權を有し、その追徴、還付及び時効については、國稅の例による。

都道府縣知事の委任を受けた吏員がした前三項の規定による处分に異議がある者は、これを都道府縣知事に申し立てることができない。

前項の規定による異議の申立てがあつたときは、都道府縣知事は、これを議会に諮つて決定しなければならない。

第三節 支出

第三百二十八條 普通地方公共團體により當該普通地方公共團體の負担に属する経費を支弁する義務を負う。

第二百二十九條 普通地方公共團體の長若しくはその補助機關たる職員又は選舉管理委員会が、國、他の地方公共團體その他公共團體の事務を執行するため要する経費は、法律又は政令に特別の定があるものを除く外、當該普通地方公共團體がこれを支出する義務を負う。

普通地方公共團體の長若しくはその補助機關たる職員又は選舉管理委員会をして國の事務を処理し、管理し、又は執行させる場合においては、そのため必要とする経費の財源につき必要な措置を講じなければならない。

第二百三十三條 普通地方公共團體の支拂金の時効については、政府の支拂金の時効による。

第四節 予算

第二百三十四條 普通地方公共團體の長は、毎会計年度歳入歳出予算を調製し、年度開始前に、議会の議決を経なければならぬ。

普通地方公共團體の会計年度は、政府の会計年度による。

予算を議会に提出するときは、普通地方公共團體の長は、併せて財產表その他必要な書類を提出しなければならない。

第二百三十五條 普通地方公共團體の長は、議会の議決を経て既定予算の追加又は更正をすることができる。

普通地方公共團體の長は、必要に應じて、一會計年度の中の一定期間内にかかる暫定予算を調製し、これを議会に提出することができる。

第二百三十六條 普通地方公共團體の議会において予算を議決したときは、普通地方公共團體の長は、直ちにその写を出納長又は收入役に交付しなければならない。

前項の暫定予算は、當該會計年度の豫算が成立したときは、その効を失うものとし、それを調製し、これを議会に提出することができる。

前項の暫定予算は、當該會計年度の豫算が成立したときは、その効を失うものとし、それを調製し、これを議会に提出することができる。

に第二百二十三條第一項乃至第三項の條例を適用において更正してこれを施行するときは、所轄行政機関又は改廢じよとするときは、所轄行政機関の許可を受けなければならない。

前項に掲げるものを除く外、普通地方公

所轄行政機関の許可を要する事件につては、條例を設立したときは、政令を定めたところを報告されなければならぬ。政令の定めたところにより、その許可の職権を下級所

に於ては、政令の定めたところにより、

件に限り報告を以て許可に代え若

しくは許可を受けしめないことが

できる。

第十一章 補則

第二百五十三條 都道府縣知事の權限に属する市町村に関する事件で

數都道府縣にわたるものがあると

きは、内務大臣は、關係都道府縣

知事の申請により、その事件を管

理すべき都道府縣知事を指定しな

ければならない。

第二百五十四条 この法律における

人口は、政令の定めるところによ

る。

この法律における所轄行政機関は、政令で公示された最近の人口

の直接市町村及び直轄國稅の

種類は、政令でこれを定める。

市町村に關する事項について都道府縣

事とする。

第二百五十六條 この法律に規定するものを除く外、第六條第一項及び第二項並びに第七條第一項乃至

第三項の場合において必要な事項は、政令でこれを定める。

第二百五十七條 この法律に特別の定があるものを除く外、異議の申立又は訴題の提起は、処分、決定又は裁決があつた日から三十日以内にこれを行つた。

以内にこれをしなければならない。

決定書又は裁決書の交付を受けない者に關しては、前項の期間は、告示の日からこれを起算する。

この法律に特別の定があるものを除く外、異議の決定は、その申立を受けた日から三十日以内にされをしなければならない。

異議の決定をすべき期間内に異議の決定がないときは、その申立を斥りぞける旨の決定があつたものとみなすことができる。

異議の申立に関する期間の計算については、訴願の提起に関する期間の計算の例による。

後においても容認すべき事由があると認めるときは、なお、これを受理することができる。

異議の決定は、文書を以てこれをし、その理由を附けてこれを本人に交付しなければならない。

異議の申立てがあつても処分の執行は、これを停止しない。但し、行政廳は、職権により又は關係人の請求により必要と認めるときは、これを停止することができます。

前項の規定により除外するものを除く外、第六條第一項及び第二項並びに第七條第一項乃至第三項の場合において必要な事項は、政令でこれを定める。

第二百五十九條 郡の区域をあらたに画し若しくはこれを廢止し、又

は、郡の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、關係都道

府縣の議会の意見を徴して内務大臣がこれを定める。

郡の区域内において市の設置があつたとき、又は郡の区域の境界にわたつて市町村の境界の変更があつたときは、郡の区域も、また、自ら変更する。

郡の区域にわたつて町村が設置されたときは、その町村の内務大臣の許可を得てこれを定める。

内務大臣の許可を得てこれを定める。

前項の規定による通知があつたときは、内務大臣は、その日から

五日以内に、關係普通地方公共團體の長にその旨を通知するとともに、當該法律その他關係書類を移送しなければならない。

前項の規定による通知があつたときは、關係普通地方公共團體の長は、その日から三十一日以後六

十日以内に、選舉管理委員会をして当該法律について賛否の投票を行わしめなければならない。

前項の投票の結果が判明したときは、關係普通地方公共團體の長は、その日から五日以内に關係書類を添えてその結果を内務大臣に報告しなければならない。その投票の結果が確定したことを知つたときも、また、同様とする。

前項の規定による報告があつたときは、内務大臣は、直ちに關係書類を添えて内閣総理大臣にその旨を報告しなければならない。

前項の規定により許可をしたときは、都道府縣知事は、直ちにこ

れを告示するとともに、内務大臣に報告しなければならない。

第二百六十一條 一の普通地方公共團體のみに適用される特別法が國会において議決されたときは、衆議院議長は、内閣総理大臣を經由し、當該法律を添えてその旨を内務大臣に通知しなければならない。

前項の法律が制定されるまでの間は、同項目に掲げる島における行政については、なお、

前項の例による。

前項の法律が制定されるまでは、同

院議長に通知しなければならない。

第二百六十二条 政令で特別の定をするものを除く外、第四章の規定は、前條第三項の規定による投票にこれを準用する。

前條第三項の規定による投票は、政令の定めるところにより、普通地方公共團體の選舉又は第七十六條第三項の規定による解散の投票若しくは第八十條第三項及び

第八十一條第二項の規定による解職の投票と同時にこれを行うことができる。

前條第三項の規定による投票は、政令の定めるところにより、普通地方公共團體の選舉又は第七十六條第三項の規定による解散の投票若しくは第八十條第三項及び

第八十一條第二項の規定による解職の投票と同時にこれを行うこと

ができる。

前條第三項の規定による投票は、政令の定めるところにより、普通地方公共團體の選舉又は第七十六條第三項の規定による解散の投票若しくは第八十條第三項及び

第八十一條第二項の規定による解職の投票と同時にこれを行うこと

前項の規定により第三項の投票の結果が確定した旨の報告があつたときは、内閣総理大臣は、直ちにその旨を奏上するとともに衆議院議長に通知しなければならない。

院議長に通知しなければならない。

前項の規定により第三項の投票の結果が確定した旨の報告があつたときは、内閣総理大臣は、直ちにその旨を奏上するとともに衆議院議長に通知しなければならない。

第三編 特別地方公共團體及び

地方公共團體に関する

特例

第一章 特別地方公共團體

第一節 特別市

第二百六十四條 特別市は、その公

共事務及び法律又は政令により特

別市に屬する事務並びに政令で特

別の定をするものを除く外從來法

令により都道府縣及び市に屬する

事務を處理する。

第二百六十五條 特別市は、都道府

縣の区域外とする。

特別市は、人口五十万以上の市

につき、法律でこれを指定する。

その指定を廢止する場合も、また

同様とする。

特別市の廃置分合又は境界変更

をしようとするときは、法律でこ

れを定める。但し、特別市の区域又

は所属未定地を編入する場合に

おいては、關係地方公共團體の議

会の議決を経て内務大臣がこれを

定める。

第三項の規定により特別市の指

定があつたときは又は前項但書の規

定により境界の変更があつたときは

、都道府縣の境界は、自ら変更

する。

前二項の場合において財産処分

を必要とするときは、關係地方公

共團體の協議によつてこれを定め

る。その協議が調わないときは、

關係地方公共團體の議決を経なければならぬ。

○第九條の規定は、特別市と市町村

において準用する。

内務大臣がこれを行つて

第二百六十七條 特別市の区域内に

住所を有する者は、当該特別市の

住民とする。

第二百六十八條 特別市に市長及び

助役を置く。

助役の定数は、條例でこれを定

める。

特別市の市長は、当該特別市の

事務及び部内の行政事務並びに法

律又は政令によりその権限に属す

る他の地方公共團體その他公共團

體の事務及び政令で特別の定をす

るものを除く外、從來法令により

都道府縣知事及び市長の権限に属す

る他の地方公共團體その他公共團

體の事務を管理し及び執行す

る。

第二百六十九條 特別市に收入役一

人及び副收入役若干人を置く。

副收入役の定数は、條例でこれ

を定める。

第二百七十條 特別市は、市長の権

限に属する事務を分掌させるた

め、○条例で、その区域を分けて

行政区を設け、その事務所を置く

ものとする。

特別市の市長は、区長の権限に

属する事務を分掌させるため、條

例で、必要な地に行政区の支所を

設けることができる。

行政区の事務所又は支所の位

置、名称及び所管区域は、條例で

これを定めなければならない。

区助役一人を置く。

区助役は、特別市の事務

務員及び区助役は、特別市の事

務員のうちから特別市の市長がこ

れを命ずる。

区長は、特別市の市長の定める

区助役は、区長の事務を補佐し、
区長に故障があるときその職務を
代理する。

第二百七十二条 行政区内に区收入役

及び区副收入役各一人を置く。

区收入役及び区副收入役は、特

別市の事務吏員の中から特別市

の市長がこれを命ずる。

市長がこれを命ずる。

区副收入役は、特

別市の事務吏員の中から特別市

の市長がこれを命ずる。

区副收入役及び区副收入役相

互の間において区副收入役にこれ

を適用する。

区收入役又は副收入役は、前

項に規定する関係を生じたとき

は、その職を失う。

第三項の規定は、区收入役及び

副收入役相互の間ににおいて区收

入役又は区副收入役に、前項の規

定は、区收入役及び区副收入役相

互の間において区副收入役にこれ

を適用する。

区收入役又は副收入役は、前

項に規定する関係を生じたとき

は、その職を失う。

第二百七十四条 行政区内に区出納員

を置くことができる。

区出納員は、特別市の事務吏員

の中から特別市の市長がこれを命

ずる。

区出納員は、区收入役の命を受

け、出納事務を掌る。

第二百七十五条 前四條に定める者

を除く外、行政区に必要な吏員を

置き、区長の申請により、特別市

の市長がこれを任免する。

前項の吏員は、特別市の吏員と

し、その定数は、條例でこれを定

めること。

第一項の吏員は、区長の命を受

け、事務又は技術を掌る。

区長は、その権限に属する事務

の一部を第一項の吏員に委任し又

はこれをして臨時に代理させること

ができる。

第二百七十六条 行政区内に選舉管理

委員会を置く。

前項の選舉管理委員会に關して

は、第二編第七章第二節中市選舉

管理委員會に關する規定を準用

する規定は、特別市にこれをお適用する。

第二百七十九條 特別市の選舉につ

いては前條の規定により第二編第

四章中都道府縣の選舉に關する規

定を適用する場合においては、市

に關する規定は、行政区にこれをお適用する。

第二編第四章中選舉人名簿に關する規定についても、また、前項

の市長がこれを任免する。

前項の吏員は、特別市に關し必要

な事を除く外、特別市に關し必要

な事項は、政令でこれを定める。

第二節 特別区

特別区は、その公共事務及び法

律若しくは政令又は都の條例によ

り特別区に属する事務並びに從來

法令又は都の條例により都の区に

属する事務を處理する。

第二百八十二条 都は、○内務大臣の

許可を受け、○条例で特別区に關する規定を設ける

ことができる。

第二百八十三条 政令で特別の定を

するものを除く外、第二編中市に

關する規定は、特別区にこれをお適用する。

第二百八十四条 普通地方公共團體

の地方公共團體につきその執行機

械は、都道府縣知事の許可を得て、地

方公共團體の組合を設けることが

できる。(これを一部事務組合と

いふ。この場合において、組合内

の地方公共團體につきその執行機

械は、都道府縣知事の許可を得て、地

方公共團體の組合を設けることが

できる。)(これを一部事務組合と

いふ。この場合において、組合内

の地方公共團體につきその執行機

械は、都道府縣知事の許可を得て、地

方公共團體の組合を設けることが

理委員会若しくは市町村会議員選挙・理委員会に準ずる選舉管理委員会に関する規定は、都道府県又は市町村若しくは市町村に準ずるものとの選舉管理委員会に関する規定とみなす。

第二十一条　口籍云の適用を受けない者の選舉権及び被選舉権は、当分の間、これを止める。

前項の者は、口舉人名簿にこれを登載することを許さない。

第二十二条　この法律の施行に関する事項の概略を御説明申上げます。最初に本法案提出の経緯に付きまして説明致します。既に諸君御承知の如く、政府は昨年第九十回帝國議會に於きまして、地方行政の民主化の根本精神に基いて、東京都制を始め府縣制、市制及び町村制の一斉改正し、廣く二十年以上の男女兩性に對して地方自治に對する直接參與の権利を認め、府縣・市及び市町村等を直轄とすると共に、地方議會の権限及び地位を擴充強化する等、相應に廢除に亘る地方制度の改正を行つて參つたのであります、併しながら此の第一次の地方制度の改正は、十月份地方法制調査會を設置し、朝野の衆議院に於ける衆議院の附帶決議の精神を尊重致しまして、地方行政の徹底的民主化を徹底する上に於て尙不十分且不徹底の譏を免れなかつたのであります。仍て政府は第一次改正案審議の際に於ける衆議院の附帶決議の精神を尊重致しまして、一般地方自治制度、大都市制及び公務員制等に付きました諸問題を致したのであります。爾來地方制度調査會に於きましては、

本年二月迄約五箇月間に亘り、委員各位の絶大なる努力に依り慎重審議を重ねた結果、極めて詳密且切なる答申を寄せられましたので、政府は此の答申に基き立案を進めて参つたのであります、以上の経緯に基きまして本法案を今次議會に提出することになつたのでありますか、其の提案の理由に付て説明申上げます。御承知の如く、日本國憲法に於きましては地方自治の重要性に鑑み、特に一章を設け、地方自治に関する基本的規定を掲げて居るのあります、即ち地方自治に関する事項は、其の基礎を直接に憲法に置き、地方行政に關する法律は、憲法附屬の法典と申すべきでありますから、日本國憲法の規定及び精神に即應した地方自治法を制定し、憲法と同時に之を施行し、地方行政の民主化を更に徹底し、以て國政民主化の根柢を培ふことが特に必要であると考へたのであります、又申す迄もなく、地方自治制度は國家組織の地方に於ける骨格であります、地方に於ける國の直接の行政組織は、固より地方に於ける各種公共團體、協同組合等の地方住民の各種の自立的組織に對しても、謂はば其の中軸となり根幹となる地位を占めるものであります、従つて都道府縣及び市町村に關する組織及び運營の如何は、國家行政の振否に至大の影響を與へ、各種の地方的組織の在り方に直接決定的な關係を持つものでありますから、先づ新憲法の實施と同時に、新憲法の理念に即應した地方自治法を制定施行し、其の新しい地方自治の在り方を基本として、各般の地方組織を決定して行くのが順序であると存ぜられるのであります、殊に我が國の地方自治の本位たる都道府縣の行政は、從來官吏たる都道府縣知事に依つて運營されて來たのが順序ですが、新憲法の施行と共に之を公吏に切替へる必要があるのであります、茲に從來知事以下の官吏に依つ

て運営されて來た地方行政は、將來公吏に依つて運営せられ、我が國の地方行政組織上一大轉換を行ふことを相成る譯でありまして、斯かる新事態に即應する地方自治制度を新憲法施行迄に確定して置くことは、絶對に必要であると存ぜられるのであります、以上が今次議會に特に本法案を提案致しました理由であります、次に本法案制定の基本方針に付て説明致します、先づ第一に、地方公共團體の自主性及び自律性を強化したのであります、即ち新たに特別市の制度を設け、所謂二重監督の弊を芟除し、大都市の自主的且積極的な活動を助長促進致しますと共に、東京都の區に對しては、原則として市と同様の権能を認めることとする等、第一次改正の精神を更に擴充強化し、地方公共團體の自主性の原則を更に貫徹することに努めたのであります、又許可其の他の個別的監督事項を極力整理致しますと共に、地方公共團體の事務自體に對する一般監督の制度は、極力之を抑制し、必要最小限度の統制を行ふに止めることと致す等、地方公共團體の自律性を更に徹底するに努めたのではあります、又地方議會の地位を強化し、其の自主的且自律的な活動を促進することと致したのであります、第二刷途地方税法を改正致しまして、地方公共團體に對し財源を移譲し、所謂自主財政の確立を期するとの如き將來に、地方分權の徹底であります、今回行ふことを明かにする等、能く限り主張の執行に付ては、同時選舉の方針を期したのであります、又都道府縣に新規に規定すると共に、其の手續も衆議院議員選挙法の手續と成るべく同一なりしめ、選舉手續の簡明化と能率化を期したのであります、又都道府縣に新

衆議院二員選舉法に準じ、之と手續を同一ならしめ、以て總ての選舉の手續を簡明ならしめ、又各種の選舉を同時に行ふ場合に關し、必要なる規定を設け、選舉事務の合理化及び能率化を圖ることと致したのであります、第三は、地方議會に關する事項であります、從來都二府縣知事及び市町村長に對する所謂關委任の事務に對しましては、都道府縣會及び市町村會は、豫算の審議を通ずる外、全然主與することが出來なかつたのであります、が、地方議會は是等の國の事務に付ても都道府縣知事又は市町村長に對して報告若しくは説明を求める、或は其の意見を述べることが出來ることと致し、以て國政の民主的運営を所期することと致いた次第であります、次に地方議會の議員は、其の四分の一以上の數を以て議會の招集を請求し、議員の一人でも議會を發案することが出来るものとする等、議會の活動の能率化及び國民との間に於ける緊密なる接觸を圖ることと致し、之に伴ひまして都道府縣及び市の參事會は之を廢止することと致したのであります、以上の方國令法の規定に倣ひ、地方議會の自主的且自律的な活動を促進する爲、懲罰其の他に所要な規定の整備を圖つた次第であります、第四は、執行機關に關する事項であります、本法案に於きましては、知事及び其の部下の職員の身分は之を公吏とし、名實共に地方自治團體の職員として、地方團體の住民及び議會に對して責任を負擔し、住民の福祉の増進に努めさせることが致したのであります、之に依り我が國の從來の地方行政の官僚的色彩が拂拭せられ、眞に民主的自治制度たる實を備へるに至るものと信ずる次第であります、次に地方團體の行政

中、選舉の事務及び監査に關する事務はそれゝ獨立の機關をして執行せしむることが適當と考へられますので、選舉管理委員會及び監査委員の地位を明確に規定し、都道府縣知事及び市町村長と相並んで、地方國體の執行機關を構成する獨立機關としたのであります。而して公選に依る都道府縣知事の補佐機關として新たに開知事を置くこととし、都内の行政の執行に萬全を期することと致しました外、概ね市の收入役及び副收入役に準じて出納長及び副出納長の制度を設け、都道府縣の會計を統一的に出納長の責任に於て處理させ、會計の公正の確保を期することと致したのであります。知事公選の根本の趣旨より致しまして、現在地方長官の権限に屬する特殊事務は、總て之を都道府縣知事に繼承せしめるべきことと致しましたのであります。然つて現在の官廳たる都道府縣の部局の組織は其の儘之を新らしい都道府の部局とし、且食糧、木炭其の他地主民の生活に最も密接な關係のある國の行政の権限に付ては、法律又は政令の定むる所に依り、都道府縣知事が之を指揮監督得ることと致したのであります。尙都道府縣に於ける國の行政に付ては、別に綜合的運営を圖る爲必要がある場合に於ては、之を指揮監督することが出来ることと致したのであります。尙都道府縣の設置を出来るだけ避け、地方行政の法律又は政令で除外しない限り、當然監督し得ることと致したこととを期したのであります。尙都道府縣知事又は市町村長が其の職務の遂行上甚だしく當を失し、重大な故障が生じた場合等に於きましては、公聽會を開き、公平に第三者的意見を聽き、本人の聰明をも徵します。尙都道府縣知事又は市町村長が其の職務の遂行上甚だしく當を失し、監督上廳が之を解職することがある旨に背馳することなきを期したのであります。尙都道府縣の設置を出来るだけ避け、地方行政の混亂を防止すると共に、地方分權の趣旨に背馳することなきを期したのであります。

出来ることと致しました、第五は、地方公共團體の監督に關する事項であります、第六は、地方公共團體の本來の活動に關しましては、斯かる方針の下に監督事項は、努めて之を整理し、其の自由且自主的な活動に一任すべきであります、第七は、地方公共團體の規定の精神に基きまする地方公共團體に對する監督事項は、努めて之を整理致したのであります、第六は、特別市に關する制度であります、特別市制の問題は多年の歴史を持つ重要問題であります、終戦後五大都市に特別市制實施の要望が急激に強まり、昨年第九十回帝國議會に於ける地方制度改正法律案に對する衆議院の附帶決議に於きましては、特別市制の速かな實施が要望されて居たのであります、仍て地方制度調査會に於きましたが、五大府縣及び五大都市の代表者も加へて、慎重且熱心な検討が加へられたのであります、申す迄もなく、府縣の下に大都市を併存せしむる現行制度に付きましては、所謂三重監督、府縣市併存の弊が夙に指摘されて居る所であります、又一面大都市を府縣の監督より獨立させ、其の自主的地位を尊重すると共に、地方行政民主化の本義から申して、特に必要であると認められるのであります、仍て今回此の多年に亘る懸案を解決すべく、地方自ら案中に特別市制度を規定することと致したのであります、尙特別市は國家的見地から、國會に於て人口五十萬以上の市の中から法律で指定することとし、其の組織は概ね市の組織に準ずるが、其の權能及び地位は之を原則として都道府縣と同様に取ることと致したのであります、唯特別市の指定の時期に付ては、尙篤と考慮を重ね、改正憲法の施行後適當な時期を選んで之を行ひたいと考へて居る次第であります、尙道府縣及び市町村の吏員の任用、資格、分限、給與等に付きましては、別に單行の法律を制定致す考であります

ですが、是は官吏制度と密接不可分の關係がありますので、官公吏を通じて公務員に關する制度を銳意検討中であります。が、今次議會に關係法案を提出する運びに至らず、已むを得ず都道府縣の吏員に付きましては、當分の間從來の官吏に關する規定を準用することと致した次第であります。最後に警察制度に付て説明を致します。警察の組織を民主化し、其の執行に改善を加へ、警察官吏の素質及び教養の向上を圖ることの必要なるに鑑みまして、其の刷新改善に努力し、既に實行可能なるものに付ては逐次之を實行して參つたのであります。が、現下の國情より致しまして、警察の制度に付て今日直ちに根本的變革を加へますことは治安保持の見地から適當でないと考へるのであります。従ひまして地方に於ける警察行政に付きましては、概ね現行の制度に依り警察部長以下の官吏たる警察官をして之を擔任せしめ、都道府縣知事が之を指揮監督することと致し、其の根本的改正は今暫く仔細なる検討を加へた上を行ふことと致したのであります。従ひまして警察に關しましては、地方自治法の施行に伴ひ措置すべき事項を其の附則中に暫定的措置として規定するに止めた次第であります。以上地方自治法案の提案の理由及び其の内容中主要な事項の概略に付て御説明致しました。次第であります。が、衆議院に於きまして、地方公共團體に對する一般監督權に關する規定、其の他監督に關する事項を初め、都道府縣知事及び市町村長の職務權限及び地方議會との關係に關する事項、地方公共團體に對する事項選舉に關する規定、其の他は等に關係のある規定に付て修正が加へられたのであります。が、其の詳細は以上に御説明申しあたる地方自治法の細部に關する事項と共に委員會に於きまして御説明申上げた所と居ります。何卒御審議の上速かに御賛成あらむことを御願ひ致します。

九思堂

第十一回 物資需給調整法の一端を

讀書人

氏名を明賣致

卷之三

昭和二十三年三月二十一日

1

子安服否矣也

一

金融機關債券發行特例法案

11

○子戸澤正己君 只今朗讀せられました地方自治法案は、其の特別委員の數を二十七名とし、其の委員の指名を

昭和二十二年三月二十二日

○議長(公爵徳川家正君) 日程第六、日本銀行法の一部を改正する等の法律案、日程第七、金融機関債券発行特例案、日程第八、臨時物資需給調整法、一部を改正する法律案、政府提出、衆議院送付、第一回讀會ノ續、委員長辯告書は等の三案を一括して議題と爲すことは御異議ございませんか

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(公爵徳川家正君) 御異議ないことを認めます、委員長渡邊男爵

日本銀行法の一部を改正する等の法律案、右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及報告候也

理由及び其の内容等は本會議に於て、申上すれば、日本銀行法の一部を改める等の法律案に付きましては、通常府より説明せられましたので、之をも略致します。質疑應答の二三を御初申上すれば、日本銀行法の一部を改める等の法律案に付きましては、通常發行審議會の委員に如何なる人を曰く組織するかとの質疑に對しまして、府は委員の數を十名位と致しまして大藏大臣、日本銀行の總裁及び其の八人とし、是は學識経験者、金融業者の代表者、學者、勤労者の代表者としてする豫定であると云ふ答でありますたゞ、次に現在の通貨發行の狀況並の將來の見透し如何と云ふ質疑に對しましては、政府は昨年三月の措置に

テ及報告候也
昭和二十二年三月二十二日
〔男爵渡邊修二君登壇〕
貴族院議長公爵徳川家正殿
委員長 男爵渡邊 修二
○男爵渡邊修二君 日本銀行法の一部を改正する等の法律案外二件の特別委員會の経過並に結果を御報告致し、本委員會は三月二十日及び三月二十二日の兩日に開會致しまして、牛政府の説明を聴き、次いで委員と政との間に熱心なる質疑應答を重ね、は速記を止めまして審議を致しまして結果、三案共原案通り可決すべき事

りまして六百億の通貨は百五十億となりましたが、國民所得の一割約三百七十億圓位が必要となつて其の後膨脹を致しまして、本年一月には千億を超えて自下千百億を超えた、其の原因は本年度の赤字豫算の六百億は日本銀行が政府への貸出に依つて賄ひ、是が通貨膨脹の大割を占めて居り、又銀行が預金を集めることができない爲に、資金を日本銀行より借出に依り賄ひ、是が通貨膨脹の約四割を形成して居ります、政府は預金を再封鎖せず生産を増強し、通貨の發行を抑制する考であると云ふことであります、二十二年度の豫算は赤字を支出しない健全財政であり、且金融機關は日本銀行より借出せず、自己資金に依つてすることとしましたから、此の六割、四割の増加を抑制することは思ひます、六月迄は通貨増發は續くと思ひます、自由預金は昨年九月迄はありませんでした、が、補償打切に依り通貨安定が呼ばれ、救國府蓄運動が效果を挙げまして、貯蓄は昨年十月に七十億、十一月に七十億、十二月には百億、一月は七十億、二月は八十億圓になりました、大體一箇月の資金の需要は百億を必要として居る、産業資金に五十億、銀行預金をしなければならぬ、地方債、公債等を引出で十億、封鎖引出が二十億の用綱思ひます、退職通貨は今申上げた所で

大體御想像に委したい、其の分布状況は的確には分らぬと云ふ答辯でございました、次に金融機關債券發行特別法案に付ての質疑は企業は目下赤字經營にて繼續をして居ります金融機關は、安全第一主義を以て經營することは困難と思ふが、之に對し政府は補助を與へてはどうかと云ふ質疑に對しまして、政府は企業には國家の補助を與へないと云ふことを只今は原則として居ります、外に復興金融金庫がありますから、之を利用してやつて行けば企業の經營も出來ると思ふと云ふ答辯がありました、次に臨時物資需給調整法の一部を改正する法律案に付きますして、隠退藏物資の摘要の爲に各家庭に踏込む如きことはないと思ふが如何と云ふ質疑に對しまして、政府は大量の物を摘要する考であります、生産物資の一定量以上のものは提出せしめる考であります、各家庭に踏込むが如きことはないと思ひますが、併し賤質者で隠開して持つて居るもののが如きは出されるの考であります、一律には致しませぬと云ふ答辯でございました、其の他三案に付きまして、重要な質疑應答がありましたか、之を省略して速記録に譲ります、斯くて質疑を終りましたぞ、討論に入りました處、發言者なく、採決の結果、三案とも全會一致、原案通り可決すべきものなりと譲決せられました、右を以て報告を終ります

○議長(公爵徳川家正君) 別に御發言もなければ三案の採決を致します、三案の第二讀會を開くことに御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(公爵徳川家正君) 御異議ない認めます、

○子爵秋田重季君 賛成

○議長(公爵徳川家正君) 西大路子爵の勅議に御異議ございませぬか

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(公爵徳川家正君) 御異議ない認めます

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(公爵徳川家正君) 諸君の御異議ない認めます

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(公爵徳川家正君) 御異議ない認めます

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕